

令和5年第1回吉野町議会定例会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和5年3月3日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月3日 午前10時14分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 上佳宏 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 土居正明 参事 黒田祐介
総務課長 辻中哲也 公民連携室長 小西修司
協働のまち推進課長 山本剛 町民税務課長 戸毛祥博
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 森脇登志男
農林振興課長 乾 悌 産業観光課長 中尾勇
教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局長 坂本やよい 主査 川崎由果
10. 議事日程
日程1 会議録署名議員の指名について
日程2 会期の決定について
日程3 議長の諸報告について
日程4 許第1号 吉野町議会議長の辞職許可について
日程5 選第1号 吉野町議会議長の選挙について
日程6 許第2号 吉野町議会副議長の辞職許可について

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 日程 7 | 選第 2 号 | 吉野町議会副議長の選挙について |
| 日程 8 | 選第 3 号 | 吉野広域行政組合議会議員の補充議員の選挙について |
| 日程 9 | 選第 4 号 | 南和広域医療企業団議会議員の補充議員の選挙について |
| 日程 10 | 選第 5 号 | 奈良県広域消防組合議会議員の補充議員選挙について |
| 日程 11 | 発議第 1 号 | 吉野町議会予算決算特別委員会の設置について |
| 日程 12 | | 吉野町議会常任委員会委員の選任について |
| 日程 13 | | 吉野町議会運営委員会委員の選任について |
| 日程 14 | | 吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について |
| 日程 15 | 推第 1 号 | 吉野町人権施策協議会委員の推薦について |
| 日程 16 | 推第 2 号 | 吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について |
| 日程 17 | 推第 3 号 | 吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦について |
| 日程 18 | 推第 4 号 | 吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員の推薦について |
| 日程 19 | 推第 5 号 | 吉野町都市計画審議会委員の推薦について |
| 日程 20 | 推第 6 号 | 三町村広域行政推進協議会委員の推薦について |
| 日程 21 | 推第 7 号 | 吉野町国民健康保険運営協議会委員の推薦について |

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木前議長	<p>ただ今の出席議員総数は9名でございます。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回吉野町議会定例会を開会いたします。</p> <p>本定例会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。</p> <p>本定例会においては、長時間の密閉空間を避けるため、適宜休憩をとり、議場の換気を行います。会期中はマスク等の着用、飲み物の持込み及び飲用についても従来どおりといたします。また、発言時においては飛沫感染防止の観点から、登壇にての発言以外は、自席にて着席のまま行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。</p> <p>日程1 会議録署名議員の指名について 会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。 2番 辻内正誠議員 3番 上佳宏議員を指名いたします。</p> <p>日程2 会期の決定についておはかりします。 本定例会の会期は本日より17日までの15日間にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異 議 な し」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は本日より17日までの15日に決定いたしました。 開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。</p> <p>中井町長。</p>
中井町長	<p>開会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。</p> <p>令和5年第1回吉野町議会定例会を招集いたしましたところ、全員ご出席賜</p>

り誠にありがとうございます。

本日の定例会でございますけれども、初日、令和5年度の吉野町議会役員改選ということで、新たな体制を決める日でございます。

コロナも3月18日からマスク着用が個人の判断に委ねられ、2類相当から5類へと移行されることもあり、活発化してくるかと思えます。そういった意味におきましても、新体制のもと、しっかりと連携させていただきながら、体制ができることをご祈念申し上げたいと思えます。施政方針は2日目に発表させていただきます。

本日は行政報告という形で、12月定例会以降のものを配付させていただいております。主な内容だけお話をさせていただきます。

12月11日「二十歳の集い実行委員会との新春トーク収録」ということでございます。

これは、新春の対談ということで、中学生代表2名と新成人の実行委員会のメンバー3名と対談をさせていただいて、新しい若い力を町民の皆さんに届けるということで企画をさせていただきました。

当然、吉野町の将来の働くこと、そして学生、そんなイメージもいろいろと意見交換の中でイメージ出来て、今後もそういった世代間を超えたトークを皆さん方にも届けばなと思っております。

そして、12月13日「吉野町内郵便局包括協定調印式」ということで、新たな協定を結ばせていただきました。

平成25年に安心なまちづくり、また、災害発生時の協定を結ばせていただいておりますけれども、より幅広く連携するという意味で、デジタルの時代であるといったことも踏まえまして、この町内郵便局との連携をより強化にするということで、調印式をさせていただきました。

そして、12月21日「第3回 脱炭素・環境施策研修」ということで、これは環境省の協力のもと、3回ワークショップをさせていただきました。脱炭素のスタートアップ勉強会という形で、最終の3回目だったのですけれども、4つのグループに4つのテーマで発表をしていただきました。

この脱炭素・環境というのは、環境省含めて様々な分野で、これから企業と

の官民連携の視点であったり、そしてまた財源を生むということで、非常に全ての職員において重要であるということから、環境省の支援のもと研修をさせていただきました。できる限り今後、提案を事業に結びつけていくように発展していきたいと考えております。

そして、1月30日「吉野地域日本遺産活性化協議会首長会議」ということで、これは日本遺産に認定されてから5年経って、審査があるわけですがけれども、吉野町の場合は再審査という形になっておりましたが、認定継続という形で条件付ですがけれども認定されました。これは、2町6村の連携を強固にするという意味で、より具体化する事業をやっていないと次回の審査でなかなか通らないということもございましたので、首長が集まって、しっかりと令和5年度には事業をしていくということで具体的な話もさせていただいたということもございます。この辺も認識をいただければなと思っております。

そして裏面になりまして、2月1日「第6回 奈良県広域水道企業団設立準備協議会・基本協定締結式」がございました。

これはご承知のとおり、奈良市とか郡山市とか、いろいろ紆余曲折あったわけですがけれども、26市町村で水道事業の統合に関する基本協定を締結し、令和7年の事業統合に向けて動くということで、この日に締結式をさせていただきました。令和6年に企業団の発足を目指して行政内においても、この水道に対する一体化に向けての準備をしていかないといけないということで、この3月議会でも、そういった体制についてもお話をさせていただければと思っております。

そして、2月13日「奈良県南部・東部 地域振興コンソーシアムキックオフ会議」ということで、これは昨年4月1日に「奈良県の美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例」が出来ました。それに伴い、持続可能な地域づくりということでパネルディスカッションや知事講演を含めて、このキックオフ会議をしました。

これも、南部・東部のそれぞれの自治体の連携を図りながら、この地域の持続可能なまちづくりにつなげていくということですので、今後また様々な形で事業への皆さん方のお知らせ、そしていろいろな議論を進めていく場が出てこ

うかと思しますので、よろしくお願いいたします。以上、行政報告になります。
改めまして、二元代表制の一翼を担う体制にご期待申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

野木前議長

ありがとうございました。

日程 3 議長の諸報告に入ります。

会議規則第 128 条第 1 項のただし書の規定により、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出をしておりますので、ご覧の上ご了承願います。

暫時休憩いたします。

自席にて待機願います。

(午前 10 時 22 分 休憩)

(午前 10 時 23 分 再開)

山本前副議長

それでは再開いたします。

ただいま野木康司議長から、都合により議長の職を辞したい旨の願い出がありましたので、議長の職を務めさせていただきます。

日程 4 許第 1 号「吉野町議会議長の辞職許可について」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、野木康司議員退席をお願いいたします。

議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

おはかりします。

本件については、地方自治法第108条の規定に基づいて辞職願が提出されておりますが、野木康司議長の辞職を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、野木康司議長の辞職を許可することに決定いたしました。

野木康司議員に議場にお入りいただきます。

日程5 選第1号「吉野町議会議長の選出について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

議長選挙の方法についておはかりいたします。

投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

上滝議員。

上滝議員

民主主義の根幹である投票でお願いいたします。

山本前副議長

投票という意見が出ておりますので、投票によって議長選挙を行うことにいたします。

議場の閉鎖をお願いいたします。

ただ今の出席議員総数は9名でございます。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、1番 藤本昌義議員、2番 辻内正誠議員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布もれはございませんか。

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

立会人の方は前へお願いいたします。

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、職員の点呼に応じ、議席番号順に投票願います。点呼を命じます。

(議席1番より点呼)

投票もれはありませんか。

(「投票もれなし」 の声あり)

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番 藤本昌義議員、2番 辻内正誠議員、開票の立会いをお願いいたします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票のうち

野木康司議員 6票

上滝義平議員 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。したがって、野木議員が議長に当選されました。

議長選挙の結果、引き続き就任されました野木康司議長、ごあいさつをお願い

いたします……。すいません、ちょっと飛びましたすいません。

野木康司議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長選挙の結果、引き続き就任されました野木康司議長、ごあいさつをお願いいたします。

野木新議長

引き続き、議長の職を仰せつかりました野木でございます。ご支持いただきました議員の皆さん、本当にありがとうございます。令和4年度は議会運営に際しまして、皆さん方には何かとご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

ただ一つ、役場の移転先が決まらなかったということは非常に残念なことでありますけども、今後は吉野町の将来をしっかりと考えて、誤りのないように、間違いのないように進んでいくためにしっかりと議論を積み重ねて決めていきたいなど、このように考えております。

どうか今後ともご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

(拍 手 あ り)

山本前副議長

町長より、引き続き就任されました野木康司議長に対し、ごあいさつをお願いいたします。

中井町長

改めまして、議長就任おめでとうございます。

野木議長におかれましては5期目、そして議長としては過去4回、そして今回で5回目になろうかと思えます。議会改選後は3期連続ということで、非常にコロナ禍の中で、吉野町のいろんな課題を議員の皆さん方をまとめていただきながら、今日までいただいたかと思えます。令和4年度の功績に対しても改めて感謝を申し上げます。

先ほどあいさつにありましたとおり庁舎、そしてまた学校跡地利活用、ごみ処理、様々な課題がございます。その中で令和5年度は、コロナの新たなステ

ージに向かう中で、より活発化するかなと思ってます。より強固な連携、そして切磋琢磨をしながら、しっかりと議会のリーダーとしてご活躍をお願いしたいと思います。

改めまして、令和5年度の議長としての就任おめでとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

山本前副議長

議長選挙を終わります。議場の閉鎖を解きます。

ただ今をもちまして、議長の職務は全て終わりました。議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前 10 時 41 分 休憩)

(午前 11 時 00 分 再開)

野木新議長

再開いたします。

ただいま、山本義史副議長より辞職願が出されました。

日程 6 許第 2 号「吉野町議会副議長の辞職許可について」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、山本義史議員退席をお願いします。

議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

おはかりします。

山本義史副議長の辞職を許可することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、山本義史副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

山本義史議員に議場にお入りいただきます。

日程 7 選第 2 号「吉野町議会副議長の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

副議長選挙の方法についておはかりします。

投票による方法と地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

上滝議員。

上 滝 議 員

投票をお願いします。

野木新議長

投票という意見が出ておりますので、投票によって副議長選挙を行うことにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

ただ今の出席議員総数は 9 名でございます。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、3 番 上佳宏議員と 4 番 下中一平議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布もれはありませんか。

(「配 布 も れ な し」 の声あり)

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

立会人は前へお願いいたします。

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じ、議席番号順に投票願います。それでは、点呼を命じます。

(議席 1 番より点呼)

投票もれはありませんか。

(「投票もれなし」 の声あり)

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3 番 上佳宏議員、4 番 下中一平議員、開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 8 票

無効投票 1 票

有効投票のうち

上 佳宏議員 7 票

下中一平議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。したがって、上佳宏議員が副議長に当選されました。

上佳宏議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

前副議長の退任のごあいさつをお願いします。

山本前副議長	<p>令和4年度の副議長をさせていただきました山本義史でございます。</p> <p>野木議長に付いて議会運営をスムーズに行いたいと一生懸命頑張ったつもりなんですけど、ひょっとしたら行き届かんところは多々あったかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。また引き続き、新しい副議長が上議員になるということでございますので、頑張っていたきたいなと思います。今年1年間どうも、去年も含めましてこの1年間、どうも皆さんに支えていただきましてありがとうございます。</p> <p style="text-align: center;">(拍 手 あ り)</p>
野木新議長	<p>続きまして、副議長就任のごあいさつをお願いします。</p>
上新副議長	<p>ただいま副議長を拝命しました上でございます。身に余る光栄でございます。短い期間になるかもしれませんが、精いっぱい努めてまいります。よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">(拍 手 あ り)</p>
野木新議長	<p>町長より、退任されました山本義史副議長及び就任されました上佳宏副議長に対し、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中井町長	<p>改めまして、退任されます山本前副議長へごあいさつをさせていただきます。</p> <p>先ほどあいさつにもありました、山本前副議長におかれましては、3期連続副議長をしていただきました。コロナ禍の中で野木議長を支えていただきまして、町民の皆さん方にとっても、しっかりとした連携のもと出来たかなと思います。改めまして、ご尽力に感謝申し上げ、そしてまた今後一議員として、しっかりと議会活動していただきますことをご祈念申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。</p> <p>そして、上議員におかれましては、副議長就任おめでとうでございます。上副議長におかれましては、平成29年当選、そして令和3年3月に2期目の当選を</p>

されました。先ほどあいさつもありました、新たなステージへの挑戦という話も聞いておりますけれども、野木議長を支えていただき、しっかりと副議長として議会のほうをまとめていただきますことご祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

野木新議長

副議長選挙を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

暫時休憩いたします。

再開は 11 時 25 分といたします。

(午前 11 時 15 分 休憩)

(午前 11 時 25 分 再開)

野木新議長

再開します。

日程 8 選第 3 号「吉野広域行政組合議会議員の補充議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

選挙の方法についておはかりします。

投票による方法と地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

西澤議員。

西澤議員

昨年に引き続き出向していただいたらと思いますので、議長の指名でお願いいたします。

野木新議長	上滝議員。
上滝議員	今、西澤議員がおっしゃった通り、私もそれに同意いたします。
野木新議長	<p>ただいま、指名推薦の声がありますが、指名推薦することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。</p> <p>おはかりします。</p> <p>指名の方法については、私が指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議長が指名することに決定いたします。</p> <p>吉野広域行政組合議会議員の補充議員に、西澤巧平議員、中西利彦議員、上滝義平議員、下中一平議員を指名いたします。</p> <p>おはかりします。</p> <p>ただいま、議長が指名いたしました4名を吉野広域行政組合議会議員の補充議員選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異議なし」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、西澤巧平議員、中西利彦議員、上滝義平議員、下中一平議員を吉野広域行政組合議会議員の補充議員選挙の当選人と決定いたしました。</p> <p>選挙の当選人となりました、西澤巧平議員、中西利彦議員、上滝義平議員、下中一平議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定</p>

により当選の告知をいたします。西澤巧平議員、中西利彦議員、上滝義平議員、下中一平議員、よろしくお願ひいたします。

吉野広域行政組合議会議員の補充議員選挙を終わります。

日程 9 選第 4 号「南和広域医療企業団議会議員の補充議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

選挙の方法についておはかりします。

投票による方法と地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

上滝議員。

上 滝 議 員 投票をお願いします。

野木新議長 中西議員。

中 西 議 員 投票ということなら投票で仕方ないと思うのですが、先ほどの吉野広域同様に去年、藤本議員が一生懸命熱心に 1 年間やってくれました。僕は、もう投票やったらしゃあないんか、指名やったら良いのかなあというふうに……そうか。はい、わかりました。

野木新議長 投票という意見が出ておりますので、投票によって南和広域医療企業団議会議員の補充選挙を行うことにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

ただ今の出席議員総数は 9 名でございます。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、5 番 山本義史議員、6 番 上滝義平

議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、投票用紙を配布させます。

投票用紙の配布もれはありませんか。

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

立会人、どうぞこちらへ。

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じて、議席番号順に投票願います。

それでは、点呼を命じます。

(議席 1 番より点呼)

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山本義史議員、上滝義平議員、開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

藤本昌義議員 7 票

山本義史議員 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2.25 票です。したがって、藤本昌義議員を南和広域医療企業団議会議員の補充議員選挙の当選人と決定いたしました。

藤本昌義議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

藤本昌義議員、よろしく申し上げます。

(「ありがとうございます」 の声あり)

南和広域医療企業団議会議員の補充議員選挙を終わります。

日程 10 選第 5 号「奈良県広域消防組合議会議員の補充議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

選挙の方法についておはかりします。

投票による方法と地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見を伺います。

上滝議員。

上滝議員 指名推薦でお願いを申し上げます。全体協議会では一応、民主主義の根幹は投票と思ってましてんけども、もう今、出向しておられる西澤議員にお願いをしたいと思えますのでよろしく申し上げます。

野木新議長 ただいま、指名推薦の声がありますが、指名推薦することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

おはかりします。

指名の方法については、私が指名することにいたしたいと思えますが、異議

ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することにいたしました。

奈良県広域消防組合議会議員の補充議員に、西澤巧平議員を指名いたします。

おはかりします。

ただいま、議長が指名いたしました西澤巧平議員を奈良県広域消防組合議会議員の補充議員選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、西澤巧平議員が奈良県広域消防組合議会議員の補充議員選挙の当選人と決定いたしました。

西澤巧平議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

西澤巧平議員よろしくお願ひいたします。

奈良県広域消防組合議会議員の補充議員の選挙を終わります。

昼食休憩に入りたいと思います。

再開は1時からといたします。

(午前 11 時 41 分 休憩)

(午後 0 時 30 分 再開)

野木新議長

再開いたします。

日程 11 発議第 1 号「吉野町議会予算決算特別委員会の設置について」を上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

ただいま、発議いたしました「予算決算特別委員会の設置」につきましては、吉野町の予算並びに決算に関する事項につきまして、調査及び審査するための設置するものでございます。

おはかりします。

委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する「予算決算特別委員会」を設置することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認め、予算並びに決算に関する事項について、全議員で構成し、設置期限については、調査及び審査が終了するまでとする「予算決算特別委員会」を設置することに決定いたしました。

日程 12 「吉野町議会常任委員会委員の選任について」

日程 13 「吉野町議会議会運営委員会委員の選任について」

日程 14 「吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について」

日程 15 推第1号「吉野町人権施策協議会委員の推薦について」

日程 16 推第2号「吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について」

日程 17 推第3号「吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦について」

日程 18 推第4号「吉野町定住促進戸建住宅並びに集合住宅審査委員会委員の推薦について」

日程 19 推第5号「吉野町都市計画審議会委員の推薦について」

日程 20 推第6号「三町村広域行政推進協議会委員の推薦について」

日程 21 推第7号「吉野町国民健康保険運営協議会委員の推薦について」を議題として一括上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

各常任委員会、議会運営委員会、予算決算特別委員会の委員の選任について

は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が議会にはかって指名することとなっております。また、委員会条例第8条第2項の規定により、各委員会の委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっておりますが、この場で互選することとし、加えて各種委員の推薦についても、この場で推薦したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

互選及び推薦の方法について意見を伺います。

中西議員。

中西議員

選考委員による方法でお願いします。選考委員は議長からの指名でお願いします。

野木新議長

選考委員を選出しての選考の声がありますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選考委員を選出して選考いたします。

選考委員の選出については、議長より指名いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、議長より選考委員を指名いたします。

西澤巧平議員、藤本昌義議員、この2名を指名し、そこに議長と副議長が加わります。

この際、皆様をお願いいたします。選考の結果、いずれの委員会の正副委員長に選ばれても、またいずれの委員に推薦されても異議なく承諾くださいますよう、お約束をお願い申し上げます。

また、委員会条例の規定により、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員の定数は議員全員となっておりますので、併せてご承諾くださいますよ

うお願いいたします。

暫時休憩いたします。

自席にて待機願います。

(午後 0 時 39 分 休憩)

(午後 0 時 50 分 再開)

野木新議長

再開いたします。

選考の結果を事務局から報告願います。

坂本事務局長

報告させていただきます。

総務文教厚生委員会委員長に西澤巧平議員、副委員長に上滝義平議員。

産業建設委員会委員長に下中一平議員、副委員長に山本義史議員。

議会運営委員会委員長に中西利彦議員、副委員長に辻内正誠議員。

予算決算特別委員会委員長に藤本昌義議員、副委員長に辻内正誠議員。

吉野町人権施策協議会委員に藤本昌義議員、辻内正誠議員。

吉野町営住宅入居者選考委員会委員に藤本昌義議員、野木康司議員、西澤巧平議員。

吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員に藤本昌義議員、野木康司議員、西澤巧平議員。

吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員に藤本昌義議員、野木康司議員、西澤巧平議員。

吉野町都市計画審議会委員に辻内正誠議員、下中一平議員、山本義史議員、上滝義平議員。

三町村広域行政推進協議会委員に野木康司議員、中西利彦議員、西澤巧平議員。

吉野町国民健康保険運営協議会委員に山本義史議員。
以上でございます。

野木新議長

ただいまの報告のとおりにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、報告のとおり選任及び推薦することに決定いたしました。

自席にて休憩願います。

(午後 0 時 53 分 休憩)

(午後 0 時 53 分 再開)

野木新議長

再開いたします。

皆様のご協力によりまして、役員選出人等、予定しておりました日程が全て
終了いたしました。

議会運営委員会委員長とのただいまの相談の結果

6日 午前 10 時から 議会運営委員会

7日 午前 10 時から 本会議第 2 日目

を開会いたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

本日はこれもちまして散会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午後 0 時 54 分 散会)

令和5年第1回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和5年3月7日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月7日 午前10時10分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 上佳宏 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 土居正明 参事 黒田祐介
総務課長 辻中哲也 公民連携室長 小西修司
協働のまち推進課長 山本剛 町民税務課長 戸毛祥博
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 森脇登志男
農林振興課長 乾 悌 産業観光課長 中尾勇
教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局 長 坂本やよい 主 査 川崎由果
10. 議事日程
日程1 報第1号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について
日程2 承第1号 令和4年度吉野町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて
日程3 議第1号 吉野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定することについて

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程 4 | 議第 2 号 | 吉野町個人情報保護法施行条例を制定することについて |
| 日程 5 | 議第 3 号 | 吉野町個人情報保護審査会条例を制定することについて |
| 日程 6 | 議第 4 号 | 吉野町企業版ふるさと納税基金条例を制定することについて |
| 日程 7 | 議第 5 号 | 吉野町課設置条例の一部を改正することについて |
| 日程 8 | 議第 6 号 | 吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程 9 | 議第 7 号 | 吉野町手数料条例の一部を改正することについて |
| 日程 10 | 議第 8 号 | 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて |
| 日程 11 | 議第 9 号 | 吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程 12 | 議第 10 号 | 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について |
| 日程 13 | 議第 11 号 | 吉野材の魅力発信拠点施設に係る指定管理者の指定について |
| 日程 14 | 議第 12 号 | 森林法に基づく事務を奈良県に委託することについて |
| 日程 15 | 議第 13 号 | 令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 13 号について |
| 日程 16 | 議第 14 号 | 令和 5 年度吉野町一般会計予算（案）について |
| 日程 17 | 議第 15 号 | 令和 5 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について |
| 日程 18 | 議第 16 号 | 令和 5 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について |
| 日程 19 | 議第 17 号 | 令和 5 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について |
| 日程 20 | 議第 18 号 | 令和 5 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について |
| 日程 21 | 議第 19 号 | 令和 5 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について |
| 日程 22 | 議第 20 号 | 令和 5 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について |
| 日程 23 | | 請願について |
| 日程 24 | | 一般質問 |

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長	<p>ただいまの出席議員総数は8名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。</p> <p>開会にあたり町長よりごあいさつをお願いいたします。</p> <p>中井町長。</p>
中井町長	<p>本会議2日目開会にあたり、ひとことごあいさつを申し述べ、そのあと施政方針を申し上げさせていただきます。</p> <p>まずは、本会議1日目に令和5年度の新たな吉野町議会の体制を構築していただきました。コロナが3年続きました。議会の皆さん方におかれましても、行事等々が中止になったり、延期になったりということで、なかなか思ったような議会活動も出来なかったかなと思っております。ただ、5月8日から2類相当から5類へ移行されるということで、徐々にですけれども行事や、そしてまた町民の皆さん方と触れ合う機会も増えてこようかなと思っております。</p> <p>改めて新しい体制のもと、今吉野町は町としても大きな課題を抱えている時期でもございます。特に、時代の大きな転換期でもあるこの時期に、議会と行政が一体となって進めるところは進める、また改善するところは改善する。そういった中で、未来に向けた町政運営を進めてまいりたいと思いますので、どうか令和5年度におきましても、議会の皆さん方にはお力添えを賜りますことを改めてお願いを申し上げます。</p> <p>そして、本日上程をさせていただきます議案でございますけれども、専決処分の報告が1件、専決処分承認が1件、条例制定が4件、条例改正が5件、協議会設置案件が1件、指定管理案件が1件、事務委託案件が1件、補正予算(案)が1件、当初予算(案)が7件でございます。慎重審議を賜りますことをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、私のほうから、令和5年度の施政方針をお手元に配付のとおり述べさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>

【はじめに】

令和5年第1回定例会の開会にあたり、私の町政運営の基本姿勢をお示するとともに、今後取り組む主要施策を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町民の皆様から付託を受け、町政運営をお預かりさせていただき、早3年の月日が経ちました。

就任してからの3年間は、まさに新型コロナウイルス感染症と向き合いながらの町政運営になりましたが、まずは「町民の命を守る」そして「町民生活への影響をできるだけ軽減する」そんな思いのもと、まちの将来像である「ひと」がつながり、「ひと」が輝き、「ひと」が潤う 感動生まれる吉野町を目指し、職員一丸となり全力で取り組んでまいりました。

厳しい環境ではありましたが、医療関係者をはじめ、町民や事業者など多くの皆様のご尽力、ご協力のおかげで、大きな災害もなく、町政を運営出来たことに心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も5月8日より2類相当から5類へ移行され、引き続き感染症対策を講じながら、新たなステージの町政運営に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【令和4年度を振り返って】

新型コロナウイルス感染症との闘いが始まってから、既に3年以上の月日が経過し、現在もなお、町民の皆様の暮らしや健康に極めて大きな影響を与え続けています。さらに世界の平和を揺るがし、世界中に大きな影響を与えたロシアのウクライナへの軍事侵攻から1年が経過し、エネルギーや原材料価格の高騰による生活への影響が続いております。

そのような中で、お盆の帰省に関して不安のある方に抗原検査キットを配布し、安心してお盆を迎えていただけるよう努めるとともに、町内の小中学校や高齢者施設に抗原検査キットを配布することで、施設等での感染が確認された場合でも、感染者の早期把握やクラスターの発生を防ぐことができる体制を整えました。

また、世界的な物価変動や急速な円安等を背景とした物価上昇が家計や企業へ深刻な影響を及ぼしていることから、子育て世代においては、学校給食費の6か月無償化、町民の皆様には、生活を支援するためのギフト券の配布など生活支援事業を実施しました。

教育関係では、昨年4月に「ふるさと吉野への郷土愛、愛着心あふれるひとづくり」という基本理念をもとに、小中一貫教育校「吉野さくら学園」を開校しました。

産業関係では、官民連携によるサテライトオフィスやコワーキングスペースの機能を有した「YOSHINO GATEWAY」が開設され、「地域の人」だけでなく「吉野町に訪れた人」が集える場所が整備され、起業する動きも出てまいりました。

また、町民の幸せにつながるデジタル化の推進を行い、持続可能な地域社会を築くため「吉野町デジタル変革条例」を制定いたしました。

これらの事業は、令和5年度も引き続きより良い方向に進めていき、新たな挑戦へとつなげていきたいと考えています。

【国の状況】

政府が国会に提出した令和5年度一般会計予算（案）の中には、「地方・デジタル田園都市国家構想」や「こども政策」など当町の町政運営に直結する政策があります。

「地方・デジタル田園都市国家構想」では、自治体のデジタル実装の加速化やデジタルの活用による地方創生に資する取り組みを支援することが盛り込まれています。

また、「こども政策」では、こども家庭庁が創設され、妊婦から出産、子育てまで一貫した支援を実施する予定です。

国の様々な施策に加えて、本町においても、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら、社会経済活動を回復させていくため、また、町民の命と暮らしを守るため、様々な事業を実施してまいります。

本町の財政状況ですが、令和3年度決算においては、実質公債比率や将来負担比率は、いずれも法律の基準を下回り、健全な数値となっています。

しかし、今後財政負担が大きいと思われる事業が控えている中で、経常収支比率は「85.0%」と前年度比に比べ8.5ポイント改善したものの、理想と言われる「70～80%」と比べると依然として高く、今後も高齢化の進展により社会保障関係経費の増加が見込まれるとともに、人口減少により税収の減少が予想されるなど、依然として義務的経費が町財政を圧迫する厳しい状況が予想されます。

このような財政状況の中でも、第5次吉野町総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の各政策、特に重点施策に位置づけた施策を早急に実現していくため、以下に説明する事業を実施してまいります。

【令和5年度の各種事業等】

・重点施策

【施策1 子育て支援の充実】

子育て支援の充実に関しましては、国が「次元の異なる少子化対策」を打ち出していますが、国の施策に加えて、当町独自の様々な施策を実施したいと考えています。

例えば、こどもの眼の異常を早期に発見するため、現在行っている3歳児健診時の検査に加えて、屈折検査を実施し、早期に適切な治療につなげます。

また、不妊・不育治療を含む妊婦検診助成金を拡充し、子どもを望む夫婦が赤ちゃんに笑顔で会える日が来るよう応援いたします。

こども園のあり方に関しましては、より質の高い幼児教育・保育を進めるため、教育振興審議会で審議を進めます。また、園児の登園管理や保護者への文書の配布をアプリ上で行うことができるシステムを導入し、こども園と保護者の連携を密にすることで、保護者との信頼関係を築き、丁寧な保育に努めてまいります。

保護者の方へは、家庭内での子供との接し方についてセミナーを開催し、こども園及び小中学校と家庭との両輪で子供を育てます。また、地域と学校が一体となって子供の成長を見守る「学校・地域パートナーシップ事業」の再構築を目指してまいります。

中学校での部活動に関しては、段階的な地域移行を進め、部活動指導員を任用し、多様な部活動を専門的に指導できる人材を確保することで、部活動にかかる教員の負担を軽減するとともに、子供たちの部活動の持続的な環境と機会を整えます。

【施策 8 職員の人材育成】

職員のマネジメント能力や政策形成能力を強化し、広い視野や柔軟な発想力を身につけることで、多様化する町民ニーズに対応できる行政サービスを展開していきたいと考えています。

そのためにも民間視点は必要不可欠であり、複業人材を活用した人材育成に取り組むとともに、職員研修のあり方を刷新することで職員のスキル向上を目指します。

また、「やさしい日本語教室」や「多文化理解の集い」を開催し、今後ますます増えるであろう訪日観光客や外国籍の町民の方に対して、より良いサービスを提供できるよう努めてまいります。

【16 関係人口の創出と移住定住促進】

他の地域の方に吉野町の魅力を知っていただくことで、移住定住を検討していただいたり、当町とのかかわりを持つ人を増やしていきたいと考えています。

DX を活用し、関係人口の町へのかかわり度合いをデータ化する可視化を行い、効果的なアプローチができる体制を整えます。また、町内の短期滞在による交流プログラムを継続し、来訪者との継続的な関係を築くことにより、吉野の魅力を発信する役割を担ってもらえるような仕組みを構築してまいります。

民間活力による地域活性化を促進するため、地元企業と吉野に興味のある企業とのマッチングを行い、新規事業の創出を支援します。

移住定住コーディネーターを専属的に配置し、住民参画型の吉野町地域受入協議会「住んでよしのナビ」と共に移住定住の促進を図ります。

空き家については、空き家バンク物件への改修補助金制度を継続し、移住・定住しやすい環境を整え、空き家の利活用を推進してまいります。

【施策 30 地域特性を活かした土地利用の促進】

持続可能なまちづくりを推進するには、土地や施設の有効活用が非常に重要だと考えています。

現役場庁舎老朽化に伴う庁舎整備につきましては、総合的な判断から旧吉野北小学校跡地を活用した庁舎整備を進めてまいりましたが、紹介議員 4 名、請願者 1,259 人による移転反対の請願書が議会へ提出されたことを重く受け止め、新庁舎整備事業につきましては、一旦白紙に戻したいと思えます。そのうえで、庁舎の場所のみならず、町民の利便性を考慮した新たな行政サービスのあり方も含めた、総合的な視点で議論ができるよう検討してまいります。ただ、老朽化した庁舎を取り巻く状況は変わりませんので、どこまで現庁舎の緊急保全対応が可能かの検討も含め、町民、職員の命を守る防災対策を講じながら、安全安心な庁舎整備を進めてまいりたいと考えています。

旧吉野小学校の跡地利活用に関しましては、民間の力を活用し、地域経済の活性化を図るとともに、地域のにぎわい創出や魅力の向上、交流の促進等に資する利活用を図りたいと考えています。

また、旧吉野北小学校の跡地利活用に関しましても、早期の利活用実現に向けて、引き続き検討を進めてまいりたいと考えています。

【施策 31 情報通信技術等を活用したデジタル化の推進】

当町が抱えている課題について、DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用することで解決し、住民サービスの向上を目指します。

例えば、マイナンバーカードの普及率向上に向けては、これまでも夜間及び休日窓口の開庁を行ってまいりましたが、加えて、出張での申請受付など申請機会の拡大を図ってまいります。さらに、マイナンバーカードを取得することで、さまざまな申請をオンラインでできるなど具体的なメリットを打ち出し、事務処理の効率化と住民の利便性向上を目指します。

また、消防団活動支援アプリを導入し、火災や災害発生時の情報共有を容易にします。

町のプロモーションにも積極的に DX を活用してまいります。デジタル技術を

活用し、町外の方にそれぞれのニーズに合ったプロモーションを行い、新たな関係人口の創出を促進します。また、インターネット上で動画配信を行い、閲覧データを分析し、今後の観光施策にもつなげてまいります。また、重点施策以外の施策に関しましても、さまざまな取り組みを実施したいと考えています。

●施策1 人を育む吉野町

社会体育・生涯スポーツへの参加機会を提供するため、さまざまなスポーツ教室の開催やカヌーの普及に努めます。

吉野運動公園施設については、長寿命化計画を更新し、計画的に整備するとともに、利用者のニーズに応えながら施設の管理運営を行います。

住民が主体の地域づくりを推進していくために、各自治協議会に対して、地域づくり計画の策定支援や地域包括交付金の交付などを行います。また引き続き、各協議会に集落支援員を配置し活動の支援をしてまいります。

さまざまな団体や大学等が地域づくりを担えるよう、協働のまちづくり推進交付金を交付いたします。

●施策2 循環と発展を目指す吉野町

安定的で持続可能なごみ処理の実現に向けて、可燃ごみの処理については、御所市、田原本町及び五條市で構成される「やまと広域環境衛生事務組合」と協議を行っており、早期搬入を目指し、継続して協議を進めてまいります。

可燃ごみ以外のごみ処理につきましては、令和5年9月までは吉野広域行政組合に委託しますが、10月より当町が施設を引継ぎ、ごみ処理を実施いたします。

鳥獣害対策につきましては、昨年度と同様に、各地区の鳥獣対策協議会へ補助するとともに、銃実施隊や箱罟実施隊による捕獲体制の充実を図ります。また、令和6年度からの吉野町鳥獣被害防止計画の策定準備を進めてまいります。

産業については、高齢化が進む製箸業について、事業承継の可能性を調査するとともに、体験ツアーの実施などを通して、後継者の育成を進めてまいります。また、木材業につきましては、大阪関西万博を見据えた販路の拡大、商品

開発、オープンファクトリーなど、貯木に人を呼び込む取り組みに支援を
まいります。

観光に関しましては、世界遺産登録から20周年を迎える令和6年度にむけて、
より多くの皆様に吉野町の魅力を知っていただくために、記念事業の開催に向
けた準備を始めます。また、文化財の情報発信・利活用を進めるため、宮滝遺
跡の公園化整備を進めてまいります。

●施策3 安心できる吉野町

コロナ対策につきましては、新型コロナウイルスの感染症法上の分類につい
て「5類」に引き下げることが決定されましたが、当町としては、安易に感染
対策を終了するのではなく、抗原検査キットを活用した感染者の早期把握等、
引き続き対策を施してまいります。

医療面に関しては、南和広域医療企業団が運営する3病院での受診時に、よ
り良い医療が提供できるように、南和広域医療企業団にて予定している電子カ
ルテシステムの整備費用の一部を負担いたします。また、高齢者に加え、令和
5年度から障がいのある方にもタクシー料金の一部を助成し、外出だけでなく
社会参加を目的とした支援を行います。

防災面では、さまざまな災害に備えて、奈良県、下北山村、上北山村、川上
村及び東吉野村とともに防災総合訓練を実施します。

非常備消防については、老朽化している消防車両を更新するとともに、消防
団員報酬や各種手当についても引き上げを行い、団員の確保や士気の向上に努
めてまいります。

道路・橋りょうにつきましては、安全点検を行い、危険箇所や損傷箇所を補
修し、住民の皆様に安心して通行していただけるように努めてまいります。

上水道事業の「持続」「強じん」「安全」を確保するため、県内市町村との
経営統合に向けて引き続き準備を進めてまいります。

森林関係では、奈良県から奈良県フォレスターを迎え、森林の管理と整備を
促進してまいります。

●施策 4 持続可能な吉野町

財政面では、庁舎の整備等、多額の財源を確保しなければならない事業が控えている中で、優先的に取り組まなければならない事業を見極め、限られた財源を有効に活用します。

また、SNS でのキャンペーンやポータルサイトへの広告掲載などを実施し、ふるさと納税を推進するとともに、企業版ふるさと納税を活用した民間活力の導入を推進し、財源の確保に努めてまいります。

情報発信に関しましては、職員の「つたえる力」を伸ばし、「つたわる」情報発信体制を構築してまいります。

【当初予算（案）の規模】

一般会計 55 億 8,100 万円、対前年度比 3 億 5,900 万円、6.8%の増加となりました。

特別会計は 27 億 9,310 万円、対前年度比 8,420 万円の減少となりました。

また、吉野町水道事業特別会計は 7 億 549 万円、対前年度比 2,579 万円の増加となっております。

提出いたしました各会計予算（案）の概要並びに詳細につきましては、各担当課長等から説明することといたします。

【むすびに】

以上、令和 5 年度の重点施策を中心に政策方針を述べさせていただきましたが、改めて、南海トラフ地震や気候変動による災害の激甚化・頻発化、DX による行政サービスの変化、ウィズコロナという大きな時代の転換期であるという認識のもと、まちのリーダーとして未来を見据え、未来に責任の持てる取り組みを実行してまいります。まだまだコロナ禍により先行きが不透明な状況がありますが、『「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う 感動生まれる吉野町』を目指してまい進してまいりたいと思いますので、議員各位におかれましては、なお一層のご指導とご支援をお願い申し上げますとともに、提案いたしました令和 5 年度当初予算（案）をはじめとする諸案件につきまして、ご

審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、令和5年度の町政に臨む、私の施政方針といたします。

改めて慎重審議をお願い申し上げ、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

野木議長

ありがとうございました。

日程1 報第1号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻中
総務課長

失礼いたします。

議案説明資料でご説明させていただきたいと思いますので、2ページをご参照いただけたらと思います。

報第1号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」ということで、専決処分の概要については、消防車の交通事故に係る損害賠償額を定め、和解することについてでございます。

和解の内容につきましては、相手方等については記載のとおりでございますが、事故の概要につきましては、年末夜警の際に消防車両が警戒活動を実施していたところを、相手方所有の石垣に接触したことで損害を与えたというものでございます。

過失割合につきましては、町100%：相手方0%。損害賠償額につきましては、5万6,100円でございます。

その他 今後、吉野町及び相手方双方本件事故に関しては異議を申立てないことを確認しております。報告については以上でございます。

野木議長	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(「 質 疑 な し 」 の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>本件につきましては、報告にとどめます。</p> <p>日程 2 承第 1 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">(事 務 局 朗 読)</p> <p>説明を求めます。</p> <p>吉村長寿福祉課長。</p>
吉村長寿福祉課長	<p>提出議案等説明資料の 3 ページをお願いいたします。</p> <p>承第 1 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分の承認を求めることについて」でございます。</p> <p>2 専決処分の概要、専決処分事項 令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（第 12 号）、専決処分年月日 令和 5 年 1 月 27 日。</p> <p>3 補正予算の概要、補正前の額 60 億 6,735 万 2,000 円、補正額 160 万 9,000 円、補正後の歳入歳出予算額 60 億 6,896 万 1,000 円。</p> <p>歳入の補正でございます。15 款「国庫支出金」107 万 2,000 円、出産子育て応援交付金（補助率 3 分の 2）、「県支出金」26 万 8,000 円（補助率 6 分の 1）、「繰越金」26 万 9,000 円、歳入補正合計額 160 万 9,000 円。</p> <p>歳出の補正です。2 款「衛生費」160 万 9,000 円、市町村母子保健事業 出産子育て応援交付金 150 万円（10 万円×15 名分）でございます。交付に係る事務費として 10 万 9,000 円計上しております。</p> <p>歳出補正額合計 160 万 9,000 円。こちらにつきましては、国の第 2 次補正予算 12 月 2 日成立のものでございまして、岸田政権「異次元の少子化対策」の一つである、出産子育て応援交付金でございます。ご承認のほど、どうぞよろ</p>

野木議長	<p>しくお願いいたします。</p> <p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 意 見 な し 」 の声あり ）</p> <p>意見がないようですので、これで討論を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>日程 3 議第 1 号「吉野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事 務 局 朗 読 ）</p> <p>説明を求めます。</p> <p>辻中総務課長。</p>
辻 中 総務課長	<p>失礼します。</p> <p>説明資料の 4 ページをご覧くださいと思います。</p> <p>議第 1 号「吉野町の情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定することについて」ということで、制定の主旨でございますが、デジタル技術を活用することによって、町民の利便性の向上及び行政運営の簡素化・効率化を図るために、町の機関等に係る手続等に関し、オンライン化を行うための共通の事項を定める必要があるため、この条例制定案を提出したものでござい</p>

す。制定する条例の概要としましては意図のところでございます。

現在、町の機関等に係る手続等に関しては、個別の条例等で書面で提出することが規定されているのですが、当条例の制定を行うことにより、全ての個別条例でのオンライン化を規定することになるので、個別の条例改正等の手続なしにオンライン化を図るということを意図したものでございます。

この条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程4 議第2号「吉野町個人情報保護法施行条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻 中
総務課長

それでは、説明資料の5ページをご覧くださいと思います。

議第2号「吉野町個人情報保護法施行条例を制定することについて」ということで、制定の主旨でございますが、個人情報保護に関する法律において、条例で定めることとしている個人情報の開示に係る手数料及び現行の吉野町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置等を定めたものでございます。

目的につきましては、個人情報の保護に関して法の一部改正に伴って、法の適用を直接受けることとなりますので、法の施行に関して必要な事項を定め、法の規定を遵守することで、個人情報の適正な管理、個人の権利利益の保護を行うものでございます。

根拠法令につきましては、個人情報の保護に関する法律でございます。

制定する条例の概要でございますが、中段の【開示請求に係る手数料 第3条】のところで、審査会への諮問、それから旧条例の廃止など附則等で定めておるものでございます。また、旧条例の経過措置として罰則規定等を設けさせていただいております。

施行期日につきましては、令和5年4月1日となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程5 議第3号「吉野町個人情報保護審査会条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻 中

失礼いたします。

<p>総務課長</p>	<p>説明資料 6 ページをご参照いただきたいと思います。</p> <p>議第 3 号「吉野町個人情報保護審査会条例を制定することについて」でございます。制定の主旨につきましては、吉野町個人情報保護審査会に係る委員数、任期、調査審議等の手続について定めるものでございます。</p> <p>根拠法令につきましては、個人情報の保護に関する法律第 105 条及び、先ほど上程いたしました、吉野町個人情報保護法施行条例の第 5 条でございます。</p> <p>趣旨につきましては、吉野町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものでございます。第 2 条で設置項目、第 3 条で組織、委員定数でございます。それから、任期、そして罰則規定も設けさせていただいております。</p> <p>施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日とさせていただいております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>野木議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「 異 議 な し 」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 6 議第 4 号「吉野町企業版ふるさと納税基金条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">(事 務 局 朗 読)</p> <p>説明を求めます。</p> <p>黒田参事兼政策戦略課長。</p>

黒田参事	<p>提出議案等説明資料の7ページをご覧ください。</p> <p>議第4号「吉野町企業版ふるさと納税基金条例を制定することについて」ご説明いたします。</p> <p>議案の概要でございますが、通常、企業版ふるさと納税により寄附を受けた寄附金は、寄附を受けた年度に活用する必要がありますが、吉野町企業版ふるさと納税基金を設置することで、寄附を受けた翌年度以降実施する地方創生に資する事業にも、寄附金を充当することが可能となることから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用することを目的とするものです。施行期日は公布の日からとしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
野木議長	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(「 質 疑 な し 」 の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「 異 議 な し 」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程7 議第5号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">(事 務 局 朗 読)</p> <p>説明を求めます。</p> <p>辻中総務課長。</p>
辻中 総務課長	<p>それでは、議案説明資料8ページをご覧くださいと思います。9ページもご覧くださいと思います。</p>

議第 5 号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」ということで、目的につきましては、農林振興課を廃止させていただきまして、農林振興課が所管する事務を暮らし環境整備課に移管し、また、協働のまち推進課所管のふるさと納税の事務を政策戦略課に移管するというものでございます。

改正する条例の概要につきましては、第 1 条で改正概要（課の設置）ということで、暮らし環境整備課及び農林振興課を暮らし環境整備課とするもの。また、協働のまち推進課所管であった、ふるさと納税の部分を政策戦略課の中に移管するものでございます。各課の内部組織（室等）につきましては、吉野町事務分掌規則で改正を予定しております。

施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程 8 議第 6 号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

（ 事 務 局 朗 読 ）

説明を求めます。

辻中総務課長。

<p>辻 中 総務課長</p>	<p>それでは、説明資料の 10 ページをご覧くださいと思います。</p> <p>議第 6 号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」ということでございます。</p> <p>改正の主旨につきましては、会計年度任用職員の給料表を改めるものでございますが、国家公務員の給与改定に準じて、12 月定例会におきまして本町一般職職員の給料表を改めたことから、会計年度任用職員の給料表を一般職職員の給料表に準じたものとするため、今回条例改正を行うものでございます。</p> <p>施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>野木議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 9 議第 7 号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事 務 局 朗 読 ）</p> <p>説明を求めます。</p> <p>森脇暮らし環境整備課長。</p>
<p>森脇暮らし 環境整備</p>	<p>議案説明資料の 11 ページをお願いします。</p> <p>議第 7 号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」目的は、吉野</p>

<p>課 長</p>	<p>広域行政組合が広域ごみ処理へ移行するため、現在のごみ袋等の販売を中止することになり、新たに吉野町が単独でごみ袋等の販売手数料を定める必要が生じたため、この条例改正案を提出するというものです。</p> <p>改正の概要につきましては、別表（第2条関係）36の項の次に、次の1項を加えるというものです。</p> <p>37 一般収集ごみ処理手数料一覧。可燃物、不燃物、大型ごみ、資源ごみの袋、証紙代となっております。金額についてはご覧のとおりで、いずれも現吉野広域行政組合の手数料と同額となっております。施行期日は令和5年4月1日です。以上、ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>野木議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）</p> <p>質疑はないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程10 議第8号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事 務 局 朗 読 ）</p> <p>説明を求めます。</p> <p>戸毛町民税務課長。</p>
<p>戸毛町民 税務課長</p>	<p>それでは、「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」議案等説明資料12ページに基づき、ご説明をさせていただきます。</p> <p>今回の改正につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布</p>

されたことに伴いまして、出産育児一時金の支給額を改定する必要があるため、吉野町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

目的といたしまして、子ども子育て支援の一環として、出産費用の負担軽減を図るために改定するものとなります。

改正する条例の概要ですが、吉野町国民健康保険条例の第5条に規定しております、出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に改定するものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

日程11 議第9号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

辻中総務課長。

辻 中

それでは、説明資料の13ページをご覧くださいと思います。

<p>総務課長</p>	<p>議第 9 号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」ということで、改正の主旨でございますが、消防庁におきまして、消防団員の報酬等の基準が制定されました。年額報酬の額が「消防団員の階級の基準」に定める額を標準と定められたことに伴います、消防団員の処遇改善のための条例改正を行うものでございます。</p> <p>改正する概要につきましては、第 12 条関係のところでは報酬のところ、団長以下は団員までのところで具体的に報酬基準額が示されておりますので、その基準額に合わせたものとなっております。</p> <p>また、改正前（第 13 条）で出動報酬に今回はなるのですが、それまでの間は、水火災警戒訓練等につきましては費用弁償で支出させていただいていたものが、今回、出動報酬ということで基準額が定められましたので、その基準額に合わせた改正を行うものでございます。</p> <p>施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日とさせていただきます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>野木議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）</p> <p>質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 12 議第 10 号「奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 事 務 局 朗 読 ）</p>

<p>森脇暮らし環境整備課長</p>	<p>説明を求めます。</p> <p>森脇暮らし環境整備課長。</p> <p>それでは、議案説明資料の14ページをお願いします。</p> <p>議第10号「奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について」根拠法令等についてはご覧のとおりです。</p> <p>協議会規約の概要 目的は、奈良県における広域的な水道事業等を経営する企業団の設立のための連絡調整並びに広域的な水道事業の計画を共同して作成することを目的とするものです。</p> <p>協議会を設ける団体につきましては、奈良県と26団体及び奈良県広域水質検査センター組合となっております。</p> <p>事務所につきましては、奈良市にあります「奈良県水道局内」となっております。</p> <p>組織・会長・副会長・委員につきましては、会長は奈良県知事、副会長は橿原市長と生駒市長となっております。</p> <p>委員につきましては、会長・副会長以外の関係団体の長となっております。</p> <p>経費の支弁につきましては、奈良県水道局が負担する。ただし、関係団体の職員の参加経費は各団体が負担するとなっております。</p> <p>施行期日は令和5年4月1日です。以上、ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>野木議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p>(「 質 疑 な し 」 の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p>(「 異 議 な し 」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。</p>

日程 13 議第 11 号「吉野材の魅力発信拠点施設に係る指定管理者の指定について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

中尾産業観光課長。

中尾産業
観光課長

それでは、議案説明資料 15 ページをお願いいたします。

議第 11 号「吉野材の魅力発信拠点施設に係る指定管理者の指定について」でございます。

指定管理の概要といたしましては、施設の名称といたしまして、吉野材の魅力発信拠点施設（通称 吉野杉の家）でございます。

所在地につきましては、吉野町大字橋屋 624 番地でございます。

指定管理者となる法人につきましては、所在地は吉野町大字橋屋 57 番地。団体名につきましては、一般社団法人 吉野と暮らす会、代表理事 石橋輝一 氏でございます。

選定委員会につきましては開催しておりません。

指定管理の期間といたしましては、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間を予定しております。

業務の範囲及び管理の基準につきましては記載のとおりでございます。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。

日程 14 議第 12 号「森林法に基づく事務を奈良県に委託することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

乾農林振興課長。

乾 農 林
振 興 課 長

それでは、議案説明資料の 16 ページをお願いいたします。

議案第 12 号「森林法に基づく事務を奈良県に委託することについて」制定の主旨としましては、森林法に基づく事務を奈良県に委託するためこの規約を制定いたします。

制定する事務の制定する手続きにつきましては、地方自治法が根拠法令となります。また、委託する事務の内容につきましては、森林法が根拠法令になります。

制定する規約の概要ですが、対象は吉野町内に山林を所有する方、その方の伐採届等に係る事務を奈良県に委託するというものでございます。

施行期日につきましては令和 5 年 4 月 1 日、以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

野 木 議 長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。

本会議の会議中ですが、会議開始から間もなく1時間を過ぎようとしております。

ここで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策における議場の換気のため休憩といたします。自席にて待機願います。

再開は11時20分といたします。

(午前11時08分 休憩)

(午前11時20分 再開)

野木議長

再開いたします。

日程15 議第13号「令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第13号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

黒田参事。

黒田参事

提出議案等説明資料の17ページをご覧ください。

議第13号「令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第13号について」ご説明いたします。

予算の概要でございますが、第1条 歳入歳出予算の補正といたしまして、補正額1億8,319万3,000円とし、補正後の歳入歳出予算額は62億5,215万4,000円となります。第2条 繰越明許費といたしまして、4,661万9,000円とし、具体的内容は下の表にあります、2款「総務費」から9款「教育費」までの全6事業となります。

上に戻っていただきまして、第3条 地方債の補正といたしまして、避難路整備に係る限度額を150万円追加し、町道整備に係る限度額を900万円減額するものとなります。

続きまして、18 ページに移っていただきますようお願いいたします。

4 歳入の補正でございます。表に記載の 11 款「地方交付税」から 22 款「町債」までの 6 項目において、合計 1 億 8,319 万 3,000 円を計上しており、この主なものといたしましては、11 款「地方交付税」の追加交付に伴う 7,585 万 6,000 円。20 款「繰越金」1 億 1,126 万 4,000 円などがございます。

続きまして、5 歳出の補正でございます。表に記載の 2 款「総務費」から 9 款「教育費」までの 7 項目において、合計 1 億 8,319 万 3,000 円を計上しており、主なものといたしましては、2 款「総務費」庁舎整備基金積立金として 1 億 4,000 万円、2 款「総務費」及び 9 款「教育費」にございます、退職手当組合負担金 合計 2,733 万 3,000 円等がございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 26 議第 14 号「令和 5 年度吉野町一般会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めます。

黒田参事。

黒田参事

提出議案説明等説明資料の 20 ページをご覧ください。

議第 14 号「令和 5 年度吉野町一般会計予算（案）について」ご説明いたします。

予算の概要でございますが、第1条 歳入歳出予算といたしまして、令和5年度予算については55億8,100万円の計上でございます。前年に比べ3億5,900万円の増加でございます。第2条 債務負担行為といたしまして、事項 シティプロモーション業務、期間 令和6年度から令和7年度まで、限度額 505万円と定めます。また、パソコン端末更新といたしまして、令和6年度から令和10年度まで、限度額1,657万円の債務負担行為を定めるものでございます。第3条といたしまして地方債でございます。起債の目的 1番の「公共交通活性化対策」から24番の「臨時財政対策債」まで、合計4億7,790万円の地方債限度額を定めるものでございます。

21ページに移りまして、第4条 一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。第5条は、歳出予算の流用に関する規定を設けたものでございます。

続きまして、歳入でございます。1款「町税」から22款「町債」までの合計55億8,100万円でございます。主なものといたしましては、1款「町税」7億1,728万8,000円、前年度比2,341万4,000円の増。15款「国庫支出金」3億2,815万6,000円、前年度比9,680万2,000円の減。19款の「繰入金」2億2,240万円5,000円、前年度比1億3,750万6,000円の増などでございます。

続きまして、22ページをご覧ください。歳出でございます。1款の「議会費」から12款の「予備費」まで歳出合計は55億8,100万円です。主なものといたしましては、3款「民生費」12億7,640万7,000円、前年度比7,395万5,000円の増。4款「衛生費」9億5,571万5,000円、前年度比1億3,195万3,000円の増。8款「消防費」4億211万7,000円、前年度比6,018万円の増でございます。

また、4におきまして、地方債の各増減の見込みを記載させていただいております。以上、令和5年度一般会計予算（案）の主な内容についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員	<p>説明ありがとうございます。</p> <p>その説明の中で、私お聞きしたいのは、一般会計が55億8,100万と計上されております。そのうちの、過疎債、債務の状況ははっきりわかりませんが、今年度も4億7,700万借入れをするということも聞いております。それは間違いないだろうと思いますけれども、私、今質問したいのは、一般会計、特別会計含めて、約90億ほどございます中で、過疎債はもちろんあるのですけれども、去年の借入金、起債額、つまり借金ですね。借金はどのぐらいあるのぞと言いますと、102億でございます。102億ですけれども、そのうち7割まで地方交付税で返ってくるということは知つとんだけれども、単年度で2億返してきたり、地方交付税で入れたり3億入れたり、あるいは5億入れたりいうて、私が生きとる間、ずっと交付税に算入される金額がどれほどか、私未知数でわかりませんけれども、とにかく細かく返ってくると。先ほども言いましたように、一般会計、特別会計含めて、それ以上に起債総額が102億あると聞いております。元金だけで102億、利息は約2億ほどとも聞いております。間違いがないかどうか説明をお願いしたいと思います。以上。</p>
野木議長	和田副町長。
和田副町長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、上滝議員からご質問がありました起債、借入金でございますけれども、そのことについてまずご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>吉野町につきましては、過疎地域ということで国のほうで認められております。過疎債という借入金でございますけれども、それが適用される地域となっております。ご質問にありましたように令和4年度でございますけれども、過疎債の借入れということで、当初予算の中では2億4,500万円という金額を一般会計と下水道事業会計、農業集落排水会計ということで借入れを予定しております。令和5年度につきましては、一般会計そして下水道事業会計、農業集落排水会計で当初予算の中では、過疎債については3億8,020万円の借入れを予定しております。</p>

	<p>上滝議員からご質問にありました過疎債でございますけども、あくまでもこれは借入金ということでございますけども、過疎地域ということで国のほうから特別に認められておる借入れでございますけども、そのうちの7割は交付税、要するに国からお金を戻していただける金額になっております。実質的な負担については、町単独の負担としては、3割が町の負担になるということでございます。</p>
野木議長	<p>上滝議員。</p>
上滝議員	<p>ご説明ありがとうございます。 ただ、累計はどうなっとるんですか。 令和4年度と令和5年度の差額ですね。102億と聞いておりますけれども、いかがなものですか。</p>
野木議長	<p>和田副町長。</p>
和田副町長	<p>ありがとうございます。 今、上滝議員からご質問ありました借入金でございますけども、借入金の中でも過疎債であったり臨時財政対策債だったり、いろいろ起債の種類がございますけども、一般会計、水道事業特別会計、下水道事業特別会計、そして農業集落排水特別会計の令和4年度末の残高については、元利を含めて103億6,183万8,000円となっております。 ただし、このうち先ほどお話をさせていただきましたが、過疎債の場合は7割が国からの戻り、臨時財政対策債でありましたら100%戻ってきます。そして、緊急防災対策債であれば7割が国のほうから戻るということで、できるだけ有利な起債を借りて、借入金を行っておるわけでございますけども、その中で103億6,183万8,000円のうち、実質的に吉野町の負担となる金額につきましては、38億3,453万2,000円となっております。以上でございます。</p>

野木議長	上滝議員。
上滝議員	<p>借金の借入れは、南都銀行はあるんですか、ないんですか。もう3回目の質問ですけれども、とにかく税金で賄っておると。皆さん方の支援があつてこそ、理解があつてこそ運営ができると私は思うんです。町民の皆さんがこのテレビを見とったときに起債って言うたら何やろう。そんなん知る人おれへんと思います。役所行つとる場合は別としてね。もう、とにかく税金ですから無駄遣いのないように、今後努めていただくようお願いを申し上げて質問にします。ありがとうございました。</p>
野木議長	<p>質疑にあたっては、自己の意見を述べる事が出来ませんので今後ご留意ください。</p>
上滝議員	<p>はい、わかって言うとするねんけど、すんまへん。</p>
野木議長	<p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「 質 疑 な し 」 の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「 異 議 な し 」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 17 議第 15 号「令和 5 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。</p> <p>戸毛町民税務課長。</p>

<p>戸毛町民 税務課長</p>	<p>失礼いたします。</p> <p>それでは、議第 15 号 令和 5 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）の概要について議案説明資料 23 ページに基づき、ご説明をいたします。</p> <p>令和 5 年度の歳入歳出の予算につきましては、10 億 8,100 万円としております。前年度から 4,900 万円の減とさせていただきます。</p> <p>2 番目 歳入につきましては、1 款の「国民健康保険税」から 7 款の「諸収入」まで、それぞれ合計をいたしまして、10 億 8,100 万円。</p> <p>歳出につきましては、1 款「総務費」から 7 款「予備費」これの合計が 10 億 8,100 万円としております。</p> <p>なお、減額の理由につきましては、主にはいわゆる納税義務者の減少に伴うということが大きな原因となっております。以上となります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>野木議長</p>	<p>質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）</p> <p>質疑がないようですので、これで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。</p> <p>日程 18 議第 16 号「令和 5 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。</p> <p>戸毛町民税務課長。</p>
<p>戸毛町民 税務課長</p>	<p>失礼いたします。</p> <p>議第 16 号 令和 5 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）の概要につ</p>

いて、議案説明資料を 24 ページに基づき、ご説明をいたします。

令和 5 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の合計を 1 億 7,500 万円とするものでございます。前年比から 100 万円の減額としております。

歳入につきましては、1 款の「後期高齢者医療保険料」から 5 款の「諸収入」まで含めまして 1 億 7,500 万円。

歳出につきましては、1 款の「総務費」から 4 款の「諸支出金」までの合計を 1 億 7,500 万円としております。以上、ご審議のほうよろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 19 議第 17 号「令和 5 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

吉村長寿福祉課長。

吉村長寿
福祉課長

議案説明資料 25 ページをお願いいたします。

議第 17 号「令和 5 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」でございます。

予算の概要 歳入歳出予算 第 1 条におきまして、保険勘定の部分が 12 億 7,030 万円、サービス事業勘定 390 万円、トータル 12 億 7,420 万円、前年度と比較いたしまして、540 万円の減となっております。内容的には、保険事業勘

定のほうで、在宅給付のところから施設給付に移るものが多くございましたので、このマイナス 540 万という形になってございます。

保険勘定の部分の歳入でございますが、1 款「保険料」2 億 1,377 万 4,000 円から 18 款「諸収入」4 万円、合計 12 億 7,030 万円。歳出 保険勘定、1 款「総務費」1,954 万 7,000 円から 6 款「予備費」1 万円、歳出合計 12 億 7,030 万円でございます。

ページを送っていただきまして、26 ページでございます。

こちらサービス事業勘定でございます。1 款「サービス収入」70 万 2,000 円から「繰越金」合わせまして 390 万円、サービス事業勘定の歳出 サービス事業費といたしまして 390 万円でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 20 議第 18 号「令和 5 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

森脇暮らし
環境整備
課 長

それでは、議案説明資料の 27 ページをお願いします。

議第 18 号「令和 5 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」説明をさせていただきます。

予算の概要につきまして、歳入歳出予算 2 億 3,060 万円、前年度比 2,890 万

円の減となっております。こちらは令和5年度から建設工事が休止のため、その分でございます。

次に債務負担行為、企業会計移行支援業務、期間は令和6年度、限度額が1,826万円です。

地方債は、下水道事業、資本費平準化、合わせまして4,670万円です。

一時借入金の最高額は2,000万円としております。

歳入について主なものは、使用料及び手数料2,524万2,000円。国庫支出金450万円、繰入金1億5,218万1,000円。町債4,670万、歳入合計2億3,060万円です。

歳出 下水道事業費6,886万7,000円、公債費1億6,173万3,000円、歳出合計2億3,060万円。

地方債の令和5年度末の現在高見込みにつきましては、下水道事業債、過疎対策事業債、資本費平準化債、合わせまして13億2,816万円です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程21 議第19号「令和5年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算(案)について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

森脇暮らし環境整備課長。

森脇暮らし

議案説明資料の28ページをお願いします。

環境整備課長	<p>議第 19 号「令和 5 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」予算の概要 歳入歳出予算 3,230 万円、前年度比は 10 万円の増です。地方債合計 1,310 万円です。一時借入金の最高額は 1,000 万円となっております。</p> <p>歳入 主なものにつきましては、使用料及び手数料 365 万円、繰入金 1,466 万 6,000 円、町債 1,310 万円、歳入合計 3,230 万円。</p> <p>歳出 農業集落排水事業 1,113 万 4,000 円、公債費 2,116 万 6,000 円、歳出合計 3,230 万円。</p> <p>地方債の令和 5 年度末現在高見込み、農業集落排水事業債、過疎対策事業債、資本費平準化債、合わせまして 9,977 万 9,000 円です。以上、ご審議をよろしくお願いします。</p>
野木議長	<p>質疑を求めます。</p> <p>質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。</p>
森脇暮らし環境整備課長	<p>日程 22 議第 20 号「令和 5 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。</p> <p>森脇暮らし環境整備課長。</p> <p>議案説明資料の 29 ページをお願いします。</p> <p>議第 20 号「令和 5 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」予算の概要 業務の予定量 給水戸数は 3,750 件、年間総給水量 67 万 5,120 立米 主な建設改良等の事業費 5,161 万 2,000 円。内容は、橋屋地区配水管布設替工事となっております。</p>

収益的収入 水道事業収益 3 億 7,855 万円。主なものにつきましては、営業収益 1 億 7,564 万円、営業外収益 2 億 286 万円。

収益的支出 3 億 7,821 万円。主なものにつきましては、営業費用が 3 億 5,334 万円、

営業外費用が 2,267 万円となっております。

資本的収入 1 億 8,523 万円。主なものにつきましては、企業債 8,970 万円、他会計補助金 6,283 万円、出資金 3,050 万円。

資本的支出 3 億 2,728 万円。主なものにつきましては、建設改良費 1 億 4,904 万円、企業債償還金 1 億 7,824 万円です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 4,205 万円は、当年度分損益勘定留保資金 1 億 3,014 万 2,000 円。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,190 万 8,000 円で補填するものです。

次のページをお願いします。

企業債 限度額が 8,970 万円です。一時借入金の限度額は 1,500 万円でございます。以上、ご審議よろしくをお願いします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。

日程 23 請願について

請願書が 1 件提出されております。

紹介議員 上滝義平議員、山本義史議員、上佳宏議員、下中一平議員の 4 名でございます。

請願者 吉野山自治会 会長 山本春洋氏 外 1,259 名により提出されております「新庁舎設置場所選定に関する請願について」を議題とし、事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

おはかりします。

本請願については総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本請願は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

昼食休憩に入りたいと思います。

再開は午後 1 時からといたします。

(午前 11 時 49 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

野木議長

再開いたします。

日程 24 一般質問に入ります。

藤本昌義議員より出されております

(1) 人口減少する吉野町の今後の施策等の在り方についての一般質問をお願いします。

藤本議員。

藤本議員

一般質問の許可をいただきありがとうございます。

私の一般質問の内容は、平成 30 年の 4 月に吉野町の人口が 7,271 人でございました。それが、令和 5 年の 1 月には 6,223 人と 5 年間で約 1,000 人以上の人口が減少しています。

まず、こうなった原因というのをつきとめて、それを吉野町の今後どのようなまちにするのかという、そのための施策等をお聞きしたいと思います。

まず、なぜ私がこんなことを思ったのか。

いつも数字ばかり聞いていたので、グラフにしてみました。そしたら、この赤いのが人口減少で、ここ 20 年で 56%の人口になってる。だから、44%減少している。ただ、世帯数はそんなに多く減ってございません。このままいけば、20 年後は 3,500 人ほどの吉野町の人口になってしまうと思われます。そうならないように今ここで、少しその角度を緩めるような、何かしなくてはいけないのではないかと感じています。

特に、5 年間で人口が 1,000 人減っていますが、高齢者の方はそんなに減ってなくて、生産年齢人口、いわゆる働き盛りの人たちが 9 割ぐらい、子供の数が約 1 割の 100 人ぐらいのような感じで減っておられます。こういった減った原因を吉野町として分析して、その原因を把握しているのかどうか、まず 1 点目お聞きしたい。

野木議長

黒田参事。

黒田参事

吉野町の住民基本台帳に基づく人口については議員ご指摘のとおり、平成 30 年 4 月末時点で 7,271 人、令和 5 年 1 月末時点で 6,223 人となっております、約 5 年間で 1,048 人の減、14.4%の減となっております。

吉野町の人口の現状につきましては、令和 3 年 6 月公表の「吉野町人口ビジョン改訂版 第 2 期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、町内の雇用環境の悪化で将来を担う若い世代が進学、修学等を機に町外へ転出してしまふ社会減の進展や出産、子育て世代の人口減少が進み、出生数が死亡数を下回る自然減が進んでいることなどが人口減少の要因であると分析しているところでございます。

また、町民の生の声といたしまして、吉野町では転出者、転入者に対して、それぞれアンケート調査を行っておりまして、約半数の方からご回答いただいているところです。転出者アンケートの結果を見ますと、転出にかかる上位の理由といたしまして、買い物の利便性や町外への公共交通の利便性が挙げられているところでございます。一方で、転入者アンケートの結果を見ますと、転入のきっかけとして、田舎暮らしのほか、友人知人等の紹介、転職、企業が挙げられているところでございます。

引き続き、このアンケート等を通じて吉野町の強みと弱みを適切に把握し、将来を通じて活気あるまちづくりを行うべく、様々な施策を講じてまいりたいと考えております。以上です。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

アンケートの結果で転出される方は、どちらかといえば買い物とか交通とかの利便性を求めて吉野から出て行っている。入ってこられる方は、田舎暮らしをしてみたいということで、吉野で働きたいとかという理由ではなくて、ある程度生活に余裕のある方が吉野に来ているというようなご回答と感じました。

吉野町の子供は一学年はそんなに多くないですが、この子供たちが高校や大学を卒業した期に、この吉野に留まっている定着率が、もしわかっていたら教えていただきたい。

野木議長

黒田参事。

黒田参事

すいません、定着率というのは、今把握していないところでございます。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

どうしても大学を卒業して就職が京都とか兵庫、大阪、東京があつたりとかして、確かに吉野でそのまま住み続ける子供たちというのは少ないかもわから

ないのですけれども、何とか吉野町に魅力を感じて、少し通うのは不便だけでも頑張つて吉野から通つて、吉野で住んで、吉野を良くしたいという、そういう魅力があるような事業をこれからしていくのかどうか。

先ほど、町長の施政方針の中にも子育てに対しては、アプリで行うシステムを導入しとか、移住定住の促進とか空き家の利活用、新規事業の創出。施政としてはこれでいいんですけども、もう少し具体的に、人口の問題なんていうのは1年2年で済まない。ただ、今何かを始めないと10年後20年後という結果は見えてこないのかなと思うので、人口減少を少しでも解消する手だてとして、吉野町の中でこういう事業を展開していくというような事業を紹介していただきたいのですけれども。

野木議長

黒田参事。

黒田参事

まず、これまで行ってきた施策についてご紹介したいと考えております。

先ほどご紹介した「吉野町人口ビジョン改訂版 第2期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましては、先ほど藤本議員からご指摘ありましたとおり、このままの人口減少、少子高齢化の傾向が続きますと、令和12年には4,800人程度、令和22年には3,200人程度の人口となることが予想されておりますが、政策誘導によって令和12年に5,000人程度、令和22年には3,800人程度となることを目指すこととしております。

先ほどお示しをした転出者アンケートにおいて、転出の理由として挙げられた買い物の利便性や町外への公共交通の利便性に対しては、これまで行ってきた策として、社会福祉協議会が実施する、高齢者等の買い物支援事業に対する車両購入の補助事業であったりとか、高等学校に通学する生徒の通学定期購入額に対する補助事業などを実施してまいりました。

また、子供子育て関係については、これまでも特に力を入れてきた分野でございまして、不妊不育治療費や妊婦健診費用の助成など自然増につながる取り組みを実施するとともに、ふるさと教育によって郷土に関心、愛着、誇りが持てるような教育を推進してきたところでございます。

さらに、個別の事業について申し上げれば、ICT 教育の推進による地理的条件等に基づく都市部との格差是正であったりとか、生まれてから高校生の年代までの医療費を全額助成する事業、学生に対して奨学金を貸与し、卒業後 3 年以内に吉野町に定住した場合には、居住の状況に応じて償還金の一部または全部を免除する事業などを行っており、吉野町においても安心して子育てをしていただくとともに、子育て世代の負担軽減等に努めてきたところでございます。

これらの施策をそれぞれ行うことで、実際に転出者がどの程度抑えられたのかという分析を行うことは容易ではないものの、各施策を戦略的に周知・広報して、吉野町の魅力を発信することで、転出者の抑制及び転入者の増に取り組んでまいりたいと考えております。

また、地域の担い手不足を解消するため、これまで関係人口の創出や移住定住促進に関して様々な施策を講じてまいりました。これに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うテレワークの浸透などが追い風となり、令和 4 年における 30 代から 40 代の転入超過率の改善幅について吉野町が全国 5 位になったとの報道もありまして、一定の成果が認められるところでございます。

また、昨年オープンしました YOSHINO GATEWAY では、昨年 4 月から 2 月の 11 か月間の利用者が延べ 2,800 人程度おりまして、町内外の人々の交流拠点としての役割を果たし始めていると認識しております。

令和 5 年度においては、YOSHINO GATEWAY とも協力しながら積極的、効果的なシティープロモーションを行いまして、吉野町の潜在的なファン層に PR することにより、地域の担い手づくりにつなげ、関係人口の創出から移住定住につながるような施策を行うことについて予算（案）を計上しているところでございます。

ここまでご紹介いたしました、子育て支援の充実や関係人口の創出と移住定住の促進につきましては、令和 5 年度重点施策にも含まれておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

野木議長

藤本議員。

藤本議員	<p>今、ご説明のありました、例えば、大学等への進学の際に奨学金制度があつて、要件もあるのですが、吉野町で3年以上住んで働いたら、一部もしくは全額の返済が要らないというような話で、これを利用された方は何人くらいいらっしゃるのか。もう1点、子育てしやすいような取り組みしてるのですが、第二子とか第三子に対する、例えば保育料の無償化とか祝い金とか、そういった制度があるのでしたらご紹介ください。</p>
野木議長	<p>上林教育次長。</p>
上林教育次長	<p>それでは私のほうから、定住促進の奨学金制度についてご説明をさせていただきます。</p> <p>この制度につきましては、向学心を有する町民に奨学金を貸与し、人材育成を支援するとともに、吉野への定住を促進しております。</p> <p>月3万円の奨学金貸与、卒業後3年後以内に町内に居住し、引き続き、返済期間の全部または一部に相当する期間、町内に居住したときの返済金の全部、一部を免除するもので、現在まで12名の方にこの制度を活用していただいております。</p>
野木議長	<p>藤本議員。</p>
藤本議員	<p>例えば、第二子とか第三子が誕生することによっての施策というのはあるのですか。</p>
野木議長	<p>戸毛町民税務課長。</p>
戸毛町民税務課長	<p>第2・第3子は調べないといけないのですが、いわゆる出産祝い金5万円かもしくは5万円の商品券という制度はございます。</p>
野木議長	<p>藤本議員。</p>

藤本議員	<p>今回、出産に対する 40 万が 48 万になるという議案もあって、それはある意味、国がそういうふうになっている。国の補助金等いただいてとかいうのもあるのでしょうけども、そこに吉野町が何か上乘せしてとか吉野独自でやっているような取り組みというのがありましたらご紹介ください。</p>
野木議長	<p>中井町長。</p>
中井町長	<p>子育て中で、特に幼児教育においてこども園ですが、3 歳から 5 歳までは保育料を無償にしています。ただ、吉野町の場合は 0 歳から 2 歳児の利用料も所得に関係なく無料でしております。この辺が大きな点かと思えます。そういったことを踏まえると、吉野での 5 歳児までのこども園の費用につきましても、諸経費年間ベースで見ても近隣の自治体と比べて極端に低い、この辺が子育てをしていく、特に 5 歳児までですが、そういったところはあるかと思えます。</p> <p>そして、独自かどうかはあれですけれども、高校生までの医療費の無償とか、そういったところも吉野町の場合はやっておりますので、そこも含めて奈良県の中でも子育ての支援というのは、手厚いところがある自治体だと考えてます。</p>
野木議長	<p>藤本議員。</p>
藤本議員	<p>昨年度出生された方が 12 名で、今年度 9 名。そのぐらいの人数と聞いております。要は、すごく数少ない子供たちですので、吉野町は日本で一番子育てのしやすい町だと自慢できるようなことをこれから展開して行って、少しでも生まれる子供たちが 10 人から 20 になったというような、そうでないと本当に吉野町は、これからますます寂れて、高齢者ばかりの町になって活気がなくなる。ですから、この人口の減少問題を子育てだけじゃなく、まち・ひと・しごとの創生戦略とかも含めて、これからどう展開していくのか。総計にもありますし、町長の施政方針にもありました。それらを生み出す小さな事業でもいいんです。それらを職員の皆様方の研修にどう生かしていくのか、町長お聞きしたいです。</p>

野木議長	中井町長。
中井町長	<p>今までの流れの中で、人口減少問題に対してどう向き合って、どういう施策を打っていくのかというのは、非常に重要かと思ってます。</p> <p>議員もご承知のとおり、今、出生率が非常に下がってます。80万人を割って79万になっていますので、その流れでいくと、どこの地域も住居拠点というレベルで見ても大体2050年になると、今の拠点の人口と比べて半分以下になるところが6割以上とか、2割は逆に言うたらもう住まなくなるような感じになるというのが、今の日本の人口構造かと思ってます。その中で我々としては、どういう視点でどういう政策を打っていくかというのは非常に重要でありますし、これをやったからもう爆発的に来るというのは、なかなか現状難しいと思います。ただ言えることは、やはり震災復興から学ぶヒントがあるのではないのかと思ってます。東日本大震災でもそうですけれども、いろんなところで災害が起きるとインフラ整備をしたりとか、どうしてもやっぱそういう形ですのですが、なかなかインフラ整備だけでは戻らない町の暮らしというのが鮮明になっています。その中で、地域に活力がなければ地域が経営出来ないというのと一緒に、役場も経営出来ない。経営意識の情勢というのは一番大事になってこようかと思ってます。地域の経営と組織の経営が今問われているという中で吉野町としては、四つのポイントがあるかと思ってます。</p> <p>一つは、社会構造。社会の課題に応える職員と組織の構築という部分において、特に、職員の人材育成というのは非常に重要なポイントかと思ってます。特に、広い視野で考えるというところが、さらに必要になってこようかと思えますし、この世の中の流れの中で課という壁をつくらない、枠を超えた形での事業をやっていかないといけないという部分で置くと、そういった人材育成というのが非常に重要であり、なおかつ、マネジメント力を高めるために管理職のスキルの向上、そういった中でDXとか、新しい転換期になってますので、若い人材がしっかりと働きやすい環境をつくっていく、この辺が社会課題に応える人材育成、これが全ての事業においても展開していけるのではないのかと思っ</p>

てます。

それは今までのように、私はよく言うのですが、補助金とかいろんな制度があるのですが、補助金を取りに行った後に人を生み出すというのは非常に難しい。だから、人をまずつくってそこから、いろんな財源を生み出していくという人材起点のやり方というのをベースに持っていきたいと思ってます。

そして、二つ目が社会課題解決に向けた官民連携でございます。

これは、これから財源が厳しくなってくる状況の中で、民間の活力をどうしても生かさない町というのは経営出来ないという概念がございますので、財源の確保というポイントと事業承継や産業の再構築、こういった2点のポイントを踏まえた中で官民連携というのを進めていきたい。その目玉となるのが、2小学校の跡地利活用で、今、旧吉野小学校への民間活力導入に向けて動きかけておりますけれども、そういったところを起点にした地域全体への波及効果、事業者へもそうですし、人の波及効果も含めて官民連携をしていきたい。それと同時に、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、ここで財源を生むということで、投資ができるという体制を持っていきたいと思っています。当然、空き家問題も教育もそうですが、いろんなところにも財源の確保に向けて取り組んでいきたいという視点での官民連携でございます。

そして三つ目が、行政サービスの提供から安心の保障へ変わってきた時代になってきたのかなと思ってます。DXであったり、そういう力を活用させていただいて、今までは役場に来てもらう時代が当たり前だったと思います。ただ、昨今はコンビニを利用させていただいたり、そういったところで書類をもらえる時代になってますので、そういった概念を変えていく中で、町民の皆さんの近くでサービスが提供できる形をとっていきたいと思ってます。特に吉野町は高齢化率が高い地域でございますし、移動手段も今、デマンドで以前よりは少し自由度が高まってきましたけれども、やっぱり出向いてサービスをする。そして、出向いていく中で課題を拾い上げる。そういった形で、安心して高齢者になっても住み続ける形をつくっていきたいと思ってます。

そして、四つ目は、やはり教育になろうかと思っています。

特に、年少人口の中でも0歳から4歳児、この辺を増やしていく、維持して

いくということは、第5次総合計画の中にも盛り込んでいます。そういったことを踏まえて、ふるさと教育。将来、この地で学んだ子供たちがふるさとの教育を通して、将来の吉野を担ってもらい、そういう礎をつくっていきたくて思っていますし、特に昨今では、職業教育、これが非常に日本全体で学ぶ機会が減っているのではないのかと思っています。ですから、基幹産業である箸や製材とかいろいろ、和紙も含めてありますが、そういった職業を小さいうちに学んでいただく。そういったことで、将来の働き方の選択肢を増やすということも、非常に重要になってくるのかなと思っています。

そして、あと一つ教育の中ですが、生涯学習教育という形で「リカレント教育」という形で言われています、大人の教育。地域のことを学び、その中でつながりを生み出すということを中心にやることによって、関係人口や地域住民のつながりというものを強固にすることによって、しっかりとしたまちづくりにつながるということで、こういった四つの柱を中心として事業を展開していくことで、人口減少に一定程度の歯止めをかけていきたいと思っています。

野木議長

藤本議員。

藤本議員

ありがとうございました。町長のお話を聞いて、これだけのことを吉野町の役場だけでやるというのは大変なことで、先ほど官民連携というお話、民間も巻き込んで、どちらかといえば、もう ALL 吉野でこれを行かないとこの問題というのは、なかなか解決しないのかなと感じております。

先ほど出生率の話が出ましたけども、奈良県でも 8,000 人を切って、初めて 7,000 人台だったと。もうそんな時代ですので、子供がたくさん生まれてというようなことはないのかもわかりませんが、少なくとも今居ている子供たちを厚く、そして働き盛りの人たちに定住していただくような施策、これを今からやって、結果が見えてくるのは、多分 20 代・30 代の職員が 40 代・50 代になって、令和 5 年の事業からやってきて良かったなと思えるぐらいなのかなと感じています。

人口問題を今回一般質問に挙げましたけども、要は、魅力のある吉野町のま

ちづくりというのをやっていけば、おのずと減る角度が少し緩和されて、少しマシになるのかなと思ってます。ですから、細かなサービスの提供をどんどんして、「吉野町はこんなやで、日本で一番の町やで」となるような、いろいろな事業を展開するのが解決になるのかと思っていますので、是非とも今、町長おっしゃられた、職員の育成とかマネジメントも含めて課を越えてやるとか、まず人だよと、官民連携も含めて、安心して行政サービスを受けて、身近で出来るまちづくり。教育に関しても子供たちを育てて、是非とも盛り上がる吉野を ALL 吉野でやっていただくよう期待しております。以上でございます。ありがとうございます。

野木議長

続いての一般質問の準備をさせますので、自席で待機願います。

再開いたします。

続いて、辻内正誠議員より出されております

(1) 事業継承、後継者問題について

の一般質問をお願いします。

辻内議員。

辻内議員

2番 辻内でございます。

一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

本日は事業継承、つまり、後継者問題について質問いたします。

特に、私が議員になってから3年間、実際に最低1年に1度は、多くの工場を見てきた、割り箸産業を例にとって質問させていただきます。

なお、お断り申し上げますが、私は製箸組合の会合に出たことも、どなたがメンバーであるかも知りません。私は、この目で見えてきたこと、あるいは工場で伺った生産者様の声をもとにした質問であることを最初にお断り申し上げておきます。

まず質問をする前に、この質問をする背景を3点説明させていただきます。

まず1つ目、私個人の問題ですが、私の祖父は鍛冶屋さんでした。そして、

父は時代とともに商売内容を変えていきましたが、鍛冶屋としての枝打ち斧や農具をつくる技術は持っていました。その次の世代である私は、サラリーマンの道を選んで、鍛冶の技術は持っていません。会社を退職した後に少しでも父から学べれば良いなと思っておりましたが、父は20年前に急死して、結果、鍛冶屋の技術は継承されていません。

今、奈良県の東南部を見たときに、斧や農具をつくる鍛冶屋さんは、吉野郡で恐らく一軒あるかないか、宇陀郡で一軒あるだけだと、このように認識しております。

そんな私ですけども、鍛冶屋の工房と機械、道具は全て父が使っていた状態で残しております。私が今できることは、この工房を壊さないこと。そして、誰かにこの工房で鍛冶屋として、もう一度音を響かせてもらうこと。そういうことを今、夢見ております。

つまり1点目の背景は、技術、技能の継承をストップさせるのは非常に簡単です。しかし、一度なくなったものを再開することは、非常に難しいということをも身を持って感じているということでございます。

背景の2つ目でございます。

先ほども申しましたけども、私は年に1度は町内の全ての家を歩いて回っております。その中で割り箸工場を見た場合、3年前にコロナが始まった際は、工場の大半が止まっておりました。それから3年経って、今年の夏過ぎから国のコロナ対応がウイズコロナとなって日本の経済が回り出すとともに、箸工場でお話しさせていただく方々の全ての方が異口同音におっしゃられます。「仕事は非常に忙しい。でも、問題が二つある。一つは、割り箸に使う材料がない。もう一つは、後継者がいない」という生の声を聞いたことです。また、実際に工場を閉めた方も数件はあるように見受けられました。

そして背景の3つ目、揚げ足を取るつもりはありませんが、町長が町長選挙に出たときのリーフレットを私は大切に持っております。このリーフレットの四つの政策の4つ目に「歴史ある地域産業（観光・木材・割り箸・和紙等）を未来につなぐ人材育成と環境整備」とありますが、この具体策なり町長の思いを今まで強く感じられたことがあまりないので、今回確認したいと考えました。

	<p>当然、当初予算や補正予算の中に支援という形で、幾らかの金額補助を各産業に出していることは理解しております。しかし、それだけで良いのかと、このように感じた訳でございます。</p> <p>以上3点が、私が今回、事業継承に関する質問をする背景でございます。</p> <p>それでは、質問に移らせていただきます。</p> <p>まず、割り箸産業に話題を特化する前に、吉野町役場から見た場合に、継承者をつくって継承すべき事業あるいは産業は何かということを指定する、そういう仕組みはあるのかなのか。あれば、どのような仕組みで、そこに指定されている産業は何か。そのことを教えていただきたいと思っております。</p>
野木議長	中尾産業観光課長。
中尾産業観光課長	<p>それでは私のほうからは、まず、特定の産業を指定しているかどうかというところに関しては、吉野町としては、特に指定はしておりません。しかしながら、吉野町の産業のデータを少し紹介させていただきますが、少し古いデータなのですが、28年の経済センサスがございまして。その中で、吉野町の事業所数でいえば、1位が製造業でございます、約25%。なお、小売業、卸売業についても約25%というようなところで、半数が製造業と小売、卸売というような業種が吉野町の主要産業でございます。その中で、製造業の中でも、木材関連産業が6割以上を占めておるというところで、林業から始まりますが、林業はちょっと別なのですが、そこから派生する製造業であったり、割り箸産業を含む産業については、非常に重要な産業であると位置づけておるところでございます。以上です。</p>
野木議長	辻内議員。
辻内議員	<p>ということは、結論から言うと、後継者問題を町として取り組んでいくという考えはあるけども、どの産業あるいはどの……木材産業と一言で言ってしまうと、もう幅が広くなり過ぎるのですが、きっちりとないという、きっちりと</p>

ないというのは、はっきりとしていない、このように私は今、受け取っておきます。なければ、何をもって事業継承を吉野町として取り組むべき事業なのかということ、やっぱりきっちりにつくらないといけないと思います。そのことがまず、事業継承の問題を緩和する第一歩じゃないかと、このように考えるわけですが、町長いかがですか。

野木議長

中井町長。

中井町長

先ほど1点、辻内議員の今回の質問に至る経緯の中で、最後の3番目でしたですかね、公約の中に吉野材の魅力を伝える、そういったことでプロジェクトチームをつくるとかを書かせていただきました。この点については、私が就任してから、いろんな部分の中で具体的に成果が出たというのは、なかなか厳しい状況でございます。

ただ、なぜここに書いたかというのは、吉野の場合は山から始まって製材、樽丸とか様々な木材加工業があります。ただ、この木材環境加工業なのですが、消費者に一番近い身近なものという形で割り箸というものが一番伝えやすい、その中で割り箸を軸にした木材振興を図りたいという意味で書かせていただいた経緯もあります。

それと同時に、外国の輸入が多い。箸に関してもそうなのですが、97%ほどが外材、外国から輸入。ただ、その3%の中でも、この吉野のシェアが日本でもトップであるという中で、これはやはり絶やすことが出来ないという中で、二面の角度から割り箸を通して地域振興を図っていきたいという思いがあって書かせていただきました。

その中で、ずっとコロナになって、飲食店が閉鎖したりとかして厳しい状況の中で、何とかこの吉野の今の取り組みであったり、過去の取り組みを含めて宣伝をしていかなあかんということで、箸組合の人と一緒に、ジャパンSDGs アワードというのがございます。これは、外務省でSDGs達成に向けた企業団体の取り組みを促し、オールジャパンでその取り組みを推進するために創設された「ジャパンSDGsアワード」というのがあるのです。そこに、吉野が今

やってる取り組み、学校給食で箸を使ったり、それを回収して王子製紙に渡したりとか、そういったことも含めて環境に優しい取り組みであるということを、もう一度、整理しながら外へも PR していこうという形で応募させていただいた経緯もあります。そういったところから機運を高めていって、今の材料不足とかそういった、どういったところで課題を解決して取り組めるかということを常に、産業観光課と箸組合と話し合いをしながら進めていきたいという思いの中で、今まできているのも事実でございますので、これからは、それを超えた形で事業承継の問題や後継者問題というのを考えていかないといけない時点になっておりますので、その点について質問に対してのお答えをさせていただきたいと思います。

まず、この後継者問題や事業承継問題というのは、日本でも非常に大きな課題かと思っております。特に、国内の雇用者数の 7 割を占める中小企業の廃業が止まらない。その中で、今、平均年齢が 20 年前と比べても今、71.6 歳ですから、10 歳ぐらいアップしている、社長、経営者が。それで、どういった手を打っていかれるかというのを見ても、先ほど辻内議員がおっしゃったように、鍛冶屋さんの一例がありましたけれども、損益が黒字のままで辞めていかざるを得ないとか、それも 55% が後継者がいないということで、そういったことも含めると、国や商工会とかもそうですけれども、経産省のほうで M&A の合併とか買収とか、ここも力を入れているところですが、現実問題やはり、中小、零細企業が多い事業者にとって見たら、その手数料というのが大きな壁になってます。ですから、年収で 5,000 万以上の売上げがないと、その手数料が 2,000 万払わなアカンということで、なかなか現実問題としては進んでないという中で、後継者、事業承継をどうしていくかというところを考えていかなければならないというところで、我々はどういう施策を打っていくかというのを、もう一度整理しないといけないと思っております。

その中で箸など、ある程度業種を決めていかないと難しいのではないかとというのが、辻内議員の質問かなと思っておりますが、我々にとってみたら、やはり和紙や樽丸など、木材に関する事業を継続できるかというのは、やっぱり 7 割ぐらいが、その産業の中で雇用も含めてありますので、ここはある程度、木材作業と

	<p>いうのは主力であって、逆にこれからも継承していかないといけない位置づけになってますので、そこは我々の中でも、もう少し明確にしながら、どういう手が打てるかということ商工会などと連携しながら考えていかなければならないと認識しております。</p>
野木議長	<p>辻内議員。</p>
辻内議員	<p>結果的に、やはりどの産業あるいは事業をとということを、まずは明確にしてやっていただきたいと、このように思います。</p> <p>次に、割り箸に特化した質問をさせていただきます。</p> <p>私自身は割り箸の素人ですが歴史を調べてみますと、杉の木を箸として使ったのは南北朝時代の後醍醐天皇であると、後醍醐天皇に献上したのが日本の最初だと言われています。それだけ歴史のある割り箸ですので、日本の歴史的にも文化的にも守っていかなければならない産業だと私は思います。</p> <p>先ほど、町長のお話の中にありましたけども、日本の割り箸の消費に対する97%が、中国もしくはベトナムからの輸入品です。そして、3%が日本産なのですが、3%の内のどれぐらいが吉野町を含めた近隣町村の割合か、おわかりになればお願いします。</p>
野木議長	<p>中尾産業観光課長。</p>
中尾産業観光課長	<p>数字の部分ですので、私のほうから回答をさせていただきます。</p> <p>まず前提として、産業分類の中で割り箸産業の位置づけについてなのですが、製造業の中の木製品の製造業、その細分類として、その他の製造業、その他の中の、まだその他に分類されない製造業というところで、そういう位置づけ、その他のその他という位置づけになっておりまして、全国的には認知されていないのかなという前提がございます。だから、全国的な統計が取られていないということが一つと、県の生産量調査もございます。吉野製箸組合、現在30弱の事業所ございます。あと、組合があるのが、黒滝村で2事業所、東吉野で3事</p>

業所。組合組織として残っているのが、これだけしかないというところで、統計的なものについても、ここの数量しか掴んでいないというのが県の統計調査の回答でございました。併せて、実際、もう少し個人事業でやっておところが数えてみますと五條で4、5事業所ですとか、下市も5事業所ぐらい、大淀も2つ、高取、上北、下北にも1か所ぐらいはあるかなというような状況で、その数量まで掴んでいないという前提の中で、先ほど辻内議員もおっしゃいましたように、10年ほど前に全国的な調査が行われております。その中で、年間200億膳を使用すると想定されているのですが、国内産は3%ということで、国内生産約6億膳ということになります。そこから、生産地としては奈良県が7割を占めるということで、6億膳の7割でいけば4.2億膳になります。その頃の吉野製箸組合の数量を調査いたしますと約3.8億膳、4億膳弱ということで、ほぼ吉野の製箸組合が占めるということで、県内生産の約8割ということをご想定しますと、全国の半分ぐらいは吉野地域でつくられているのではないかなというようなご回答になろうかと思えます。以上です。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

全国でつくられている割り箸の50%が吉野町でつくられているという中尾課長からの説明だと理解します。

今、割り箸工場、私、一軒一軒調査したわけでもございませんけども、ほぼ家族工場か従業員を数名雇ってる小さな工場です。その大半の社長様は、お年が私と同年代か上ということで、このまま20年経てば、多くの工場が閉まってしまいう可能性がある。結果的に一言で言えば、私が家業を継がなかったのと同じで、非常に言いにくいんですけども、現在そして将来を見たときに魅力ある産業には見えないのかなと、このように言い切ってしまうのもあれかと思えますけども、思います。恐らく今のままでは、自然的に工場は減っていくでしょう。そして一方で、日本製の割り箸の需要に変化がなければ、残った工場はその仕事を引き受けることができるのですけども、しかしそれで良いのかなと私は考えるわけです。先ほど、藤本議員の質問にあったように働く場所、あるいは多

角産業という視点からも同じことを言えると思います。私は、思い切った新しい方向に割り箸だけじゃないですけども、いろいろな産業、木材を中心とした産業の生産者さんが、自分でなかなか変化出来ないならば、変化できるように誘導していくことが、町に求められているんじゃないかと、このように思うわけであります。そんな例を、吉野町では無理やと言われるようなことばかりなのですけども、三つほど例を話したいと思います。

一つ目は、私昨年、島根県の隠岐の島の一つである海士町へ勉強をしに、個人的に行ってきました。

海士町は島で、当然周りは海です。ところが、漁師さんがどんどん減っていく、継ぐ人がいなくなっていく。

なぜかという、漁場はあるのですが、島から外への輸送手段が1日1便のフェリーしかない。そうすると、東京の市場に新鮮な魚が届けられない。そのため、トラック輸送ができる東北やその他の地域からの魚に負けるので、結果売り先がない。

どうしたかという、食材の細胞壊さないような最新鋭の冷凍設備を持った工場を第3セクターとして町が設立して、冷凍食品として加工して販売した結果、漁師さんには仕事がある。都会から漁師さんになるために移住してきた方がおられるというような循環が出来たということです。

つまり、漁師さんと魚市場だった関係を、漁師さんと冷凍食品という関係に変えてしまったというような一例です。

もう一つは、吉野町の近くでも比較をできるようなところで起こってるんですが、ブランド化というか超高級化。つまり、単価を上げて魅力ある産業にするということです。

例えば、秋に実る柿。バケツ1杯500円とかで売っていますけども、1個300円も500円も1,000円もする柿が百貨店では売られています。一粒500円もするイチゴが売られています。恐らく、吉野町で生産されている割り箸は既に輸入品とは異なり吉野ブランドということで、大半が高級料亭やホテルなどで使われているのかなあと思うのですけども、素人考えですけども、さらなるブランド化と高級化で、一膳1,000円でも2,000円でも使ってもらえるような仕掛け

が出来ないのかなあと。素人として思っています。一人 10 万円を料亭で使う方にとって割り箸がいくらか、1,000 円か 2,000 円かは問題ではないと思います。そういう市場がきっとあると私は信じたいと思います。

三つ目は、海外への輸出です。インターネットと農林水産省の担当課へ電話で尋ね、少し勉強いたしました。割り箸が農林水産物及び食品かどうかは横に置いておきまして、国は日本の農林水産物及び食品の輸出額を 2025 年に 2 兆円、2030 年に 5 兆円という目標を持って、2020 年の安倍内閣のときにスタートしております。2020 年の輸出額は 1 兆円を切っておりましたが、2022 年の輸出額は 1 兆 4,000 億円で、前年比 10 数%で伸びています。対象とする農林水産物及び食品の国内での生産額は約 50 兆円ということを農林水産省の担当の方に聞きました。

つまり、日本での消費が増えにくいと考える中、国は 50 兆円の内、まず、4%の 2 兆円を 2025 年までに、10%の 5 兆円を 2030 年までに輸出したい。そのように誘導していく根本理由は、少子高齢化人口減の日本では、農林水産業及び食品の消費は日本国内では伸びません。結果、廃業となっていくので輸出に活路を見出そうというのが、根本的な戦略の背景であると、このようなことを農林水産省の方に聞きました。

私の海外経験から、海外にはたくさん日本の料理店がございます。日本料理店もどきらしき安い店から、本当においしい高級なお店は板前さんも日本人ですし、多くの魚を空輸して使っているというような、本当に高級な日本食屋さんもたくさんあります。そこでの一人の消費は、大体 2 万円から 3 万円、そんなレベルだと思います。そこで、吉野杉の箸が使われたらなど、こんなことも夢見るわけがございます。いずれも、割り箸産業にすぐコピーできるような内容ではないと思いますが、何らかの仕掛けが必要だと思います。

何度も繰り返しになりますが、吉野町に関して言えば、割り箸だけでなく、先ほど町長がおっしゃったように、山のことから製材、そしてそのいろいろな加工品に至るまで何らかの仕掛けというものを考えています。

最後に、町長にもう一度お聞きします。地場産業や伝統産業への思い、あるいはどのようにしていきたいのか。先ほどおっしゃられたことと一緒にですけど

も、事業はしよせん最後は個人事業主ですから、それはもう考えによらうによつては、個人事業主のことには口を出さないというのもありだと思ふのです。でも、そうじゃないというふうに先ほどのお答えから感じましたけども、もう一度町長、事業継承あるいは後継者育成というところでお願ひいたします。最後の決意表明をお願ひいたします。

野木議長

中井町長。

中井町長

今、三点の提案といいますか、辻内議員の見てきたことを通してご提案もいただきました。

私が、製箸業に対してどういふ位置づけかということも含めて、なぜこれを生かしていかないといけないかというポイントが、さっきの三つにも全部つながるかと思ふのです。今の割り箸の安定した材料があれば、ある一定程度どんどん出せるのではないのかと思つてます。その中で付加価値というの、吉野というのはストーリー性がありますので、そういったところも単価に転嫁できるでしょうということも含めて、全てがある一定程度の安定した材料があればというところから始まるかなと思つています。

そしたら、この安定した割り箸の材料をどう確保していくかというときに一番大きな問題が、やはり製材業と山の問題に直結してくるわけですから、山の林業者がいなくなってしまうと出す人がいない。当然、製材する人がいなくなれば割り箸の材料が出てこない。そういった一連の流れの中で、割り箸産業というのが、日本でもトップクラスであるという状況から踏まえると、私はやはりそういった思いから何とかせなあかんという思いがあるわけです。

そしたら、その手法はどうやってやるのかということなのですが、先ほどの藤本議員の質問にもあつたのですが、やはり官民連携、公民連携、こういった視点がないと、もう無理だなというふうに入つています。企業もこれからの時代は脱炭素など、いろいろと山に対する二酸化炭素の排出抑制とか炭素固定取り引きが生まれてくる中で、どうやってそういう企業を吉野の割り箸産業とつなげていくかとかいふ形で、例えばそういう企業の中に、こういう割り箸製造

部門があってもいいのではないのかとか、そういう可能性も含めて、これから割り箸産業の継承であったり、未来につなぐ形を持っていけたらと思いますし、我々も一緒なのですが、やはりこの地域で事業承継がしにくい状況も事実だと思います。全国にアンテナを広げて、こういう割り箸業の現状から興味の持つ方々も、今の関係人口とかいろいろな働き方の中でつながりも生まれてこようとしてますので、そういったことも視野に入れながら働き手を確保していく。あらゆる側面で、産業を継承できる形をとっていきたいと思ってますので、私はそういった思いでこれからも進めてまいりたいと思いますので、またいろいろなご提案、ご指導もいただければなと思います。以上です。

野木議長

辻内議員。

辻内議員

最後に、最初の話に戻りますけども地場産業、伝統産業を守ることとは何ぞやという定義をもう一度、町として考えていただけたらと思います。

地場産業、伝統産業を守るという、守るという言葉だけが優先されて、結果、後継者がいなくなれば、その産業は自然となくなってしまって元も子もありません。

最後に、進化論で有名なダーウィンが言っています。そして今、世界の多くの強い会社や産業、あるいは日本でも各地にある小さな会社はこの言葉のとおり動いています。その言葉は「生き残るものは強いものでも賢いものでもない。変化できるものが生き残る」この言葉を町長はじめ、ここにおられる課長さんにプレゼントいたしまして、本日の質問を終わりにします。ありがとうございました。

野木議長

本日の議事日程は全て終了しました。

明日、8日から常任委員会特別委員会を開催いたしまして、付託案件等の審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。

8日 午前10時 総務文教厚生委員会

9日 午前10時 産業建設委員会

10日 予備日

11日 休会

12日 休会

13日 午前10時 予算決算特別委員会

14日 午前10時 予算決算特別委員会

15日 午後2時 予算決算特別委員会

16日 予備日

17日 午前10時 本会議（第3日目）

を開会いたします。

明日、8日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いいたします。

本日は、これもちまして散会することにいたします。

ご協力ありがとうございました。

（ 午後 1時 57分 散会 ）

令和5年第1回吉野町議会定例会会議録（第3日目）

1. 招集年月日 令和5年3月17日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月17日 午前10時00分開会
4. 応招議員

1番	藤本昌義	2番	辻内正誠
3番	上佳宏	4番	下中一平
5番	山本義史	6番	上滝義平
7番	野木康司	8番	中西利彦
9番	西澤巧平		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中井章太	副町長	和田圭史
教育長	土居正明	参事	黒田祐介
総務課長	辻中哲也	公民連携室長	小西修司
協働のまち推進課長	山本剛	町民税務課長	戸毛祥博
長寿福祉課長	吉村直樹	暮らし環境整備課長	森脇登志男
農林振興課長	乾 悌	産業観光課長	中尾勇
教育次長	上林勝則		
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長	坂本やよい	主 査	川崎由果
-----	-------	-----	------
10. 議事日程

日程1		委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・予算決算特別委員会）
日程2	議第1号	吉野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定することについて
日程3	議第2号	吉野町個人情報保護法施行条例を制定することについて
日程4	議第3号	吉野町個人情報保護審査会条例を制定することについて

- 日程 5 議第 4 号 吉野町企業版ふるさと納税基金条例を制定することについて
- 日程 6 議第 5 号 吉野町課設置条例の一部を改正することについて
- 日程 7 議第 6 号 吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 8 議第 7 号 吉野町手数料条例の一部を改正することについて
- 日程 9 議第 8 号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程 10 議第 9 号 吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程 11 議第 10 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について
- 日程 12 議第 11 号 吉野材の魅力発信拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 日程 13 議第 12 号 森林法に基づく事務を奈良県に委託することについて
- 日程 14 議第 13 号 令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 13 号について
- 日程 15 議第 14 号 令和 5 年度吉野町一般会計予算（案）について
- 日程 16 議第 15 号 令和 5 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について
- 日程 17 議第 16 号 令和 5 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程 18 議第 17 号 令和 5 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について
- 日程 19 議第 18 号 令和 5 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程 20 議第 19 号 令和 5 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程 21 議第 20 号 令和 5 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について
- 日程 22 議案等
追加議案等
請願について
- 日程 23 同第 1 号 吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程 24 発議 2 号 吉野町議会の個人情報保護に関する条例を制定することについて

日程 25 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

日程 26 議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長	<p>ただいまの出席議員総数は9名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。</p> <p>日程1 3月7日の本会議で各委員会に付託した議案等の審査結果について、委員長報告を願います。</p> <p>まず、総務文教厚生委員会 西澤巧平 委員長にお願いします。</p>
西澤委員長	<p>総務文教厚生委員会の委員長報告を申し上げます。</p> <p>本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託されました議案等の審査並びに結果につきましてご報告申し上げます。</p> <p>本委員会は、3月8日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。</p> <p>まず、議第1号「吉野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定することについて」は、デジタル技術を活用することにより、町民の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化を図るため、町の機関での手続等についてオンライン化を行うために共通の事項を定める必要があるための制定であるとの説明を受け、審査の結果、本条例制定案を承認することといたしました。</p> <p>次に、議第2号「吉野町個人情報保護法施行条例を制定することについて」は、個人情報の保護に関する法律において各自治体の条例で定めることとされている、個人情報の開示に関する手数料や、この条例の施行に伴い廃止される現行の吉野町個人情報保護条例の経過措置等を定めるための制定であるとの説明を受け、異議なく本条例制定案を承認することといたしました。</p> <p>次に、議第3号「吉野町個人情報保護審査会条例を制定することについて」は、審査会に係る委員の数、任期、調査、審議等の手続について定めるための制定であるとの説明を受け、異議なく本条例制定案を承認することといたしました。</p> <p>次に、議第4号「吉野町企業版ふるさと納税基金条例を制定することについて」は、企業版ふるさと納税による寄附金を翌年度以降に実施する地方創生に資する事業に充てることが可能となることから、新たに基金を設置するための</p>

制定であるとの説明を受け、審査の結果、本条例制定案を承認することといたしました。

次に、議第5号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」は、農林振興課を廃止し、所管している事務を暮らし環境整備課に移管すること並びに協働のまち推進課で所管している「ふるさと納税」の事務を政策戦略課（公民連携室）に移管するための改正であるとの説明を受け、本条例制定案を承認することといたしました。

次に、議第6号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」は、国家公務員の給料改定に準じ改正された、吉野町の一般職の職員の給料表に準じ、会計年度任用の職員の給料表を定めるための改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第8号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」は、関係法令の改正により、こども・子育て支援の一環として、出産費用の負担軽減を図ることを目的とし、出産一時金の支給額を現在の40万8,000円から、48万8,000円に引き上げるための改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

続きまして、議第9号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」は、消防庁において、消防団員の報酬等の基準が制定されたことに伴う消防団員の処遇改善のための改正であるとの説明を受け、異議なく本条例改正案を承認することといたしました。

次に、紹介議員 上滝義平議員、山本義史議員、上佳宏議員、下中一平議員。
請願者 吉野山自治会 会長 山本春洋 氏 外1,259名より提出されました
「新庁舎設置場所選定に関する請願について」は、本会議2日目の令和5年度 施政方針で町長から「新庁舎整備事業については、一旦白紙に戻したい」との発言がありました。

これを受け、本委員会において「吉野町新庁舎を旧吉野北小学校へ建設しないことを請求する」との請願の趣旨は庁舎移転等が白紙に戻ることから、請願が示す願意は成されたとし、採択することといたしました。

また、付託議案以外に町から「旧吉野小学校学校跡地利活用事業のスケジュールについて」また、「デジタル変革に関する全体方針について」「吉野町立認定こども園の将来的なあり方検討について」の説明を受けました。以上が、本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出を行いまして、本委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

野木 議長

続いて、産業建設委員会 下中一平 委員長にお願いします。

下中委員長

産業建設委員会委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、産業建設委員会に付託されました議案等の審査並びに結果につきましてご報告を申し上げます。

本委員会は、3月9日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、議第7号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」は、ごみ処理の広域化に伴い、吉野広域行政組合がごみ袋等の販売を中止するため、新たに吉野町が単独でごみ袋等の販売手数料を定める必要があるための改正であるとの説明を受け、審査の結果、本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第10号「奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について」は、奈良県における広域的な水道事業等を経営する企業団の設立のための連絡調整並びに広域的な水道事業の計画を作成することを目的とした協議会を設置することについての協議であり、設立団体である奈良県と25団体の議会の議決が必要であるため、制定予定の協議会規約の概要等の説明を受け、審査の結果、本案を承認することといたしました。

次に、議第11号「吉野材の魅力発信拠点施設に係る指定管理の指定について」は、公の施設の指定管理者制度により、本町所有の吉野材の魅力発信拠点施設（通称 吉野杉の家）の管理運営を、引き続き令和5年4月1日から令和8年3月31日まで「一般社団法人 吉野と暮らす会」に管理運営をお任せするもの

であり、これまでの管理運営状況や指定管理の協定書（案）の主な内容についても説明を受け、本案を承認することといたしました。

次に、議第 12 号「森林法に基づく事務を奈良県に委託することについて」は、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出や計画の変更命令等に関する事務を奈良県に委託するため、奈良県フォレスターの派遣を受け入れる県下 7 市町村の議会の議決が必要との説明を受け、本案を承認することといたしました。

また、付託議案以外で町当局から報告並びに説明があった事項についてですが、産業観光課所管の「吉野山ビジターセンターの状況・方向性について」は、運営管理の現在までの状況について報告があり、今後の方向性については、委託管理を行っている金峯山寺に建物と土地を一体として売却を行うことで進めていきたいとの説明を受けました。

本委員会としましては、売却に当たっては、金峯山寺並びに吉野山地域との調整を図りながら進めていくよう求めました。以上が、本委員会における調査、審査の結果であります。

なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項につきまして、継続して審査出来ますよう申し出をいたしまして、産業建設委員会の委員長報告を終わります。

野木議長 続いて、予算決算特別委員会 藤本昌義 委員長にお願いします。

藤本委員長 予算決算特別委員会委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、3月13日午前10時から、14日午前10時からの2日間、理事者に出席を求め開催いたしました。

まず、議第 13 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 13 号について」は、補正予算の概要として、補正規模は 1 億 8,319 万 3,000 円の増額で、予算総額を 62 億 5,215 万 4,000 円とするものであり、公有財産管理事業を含む 6 事業、総額 4,661 万 9,000 円を繰越明許費とし、地方債の補正は避難路整備

を目的として150万を追加し、町道整備では900万円の減になるとの説明がありました。

また、歳入予算においては、地方交付税については7,585万6,000円、繰越金は1億1,126万4,000円の増額等であり、歳出予算は、庁舎整備基金積立金1億4,000万円、退職手当組合負担金2,733万3,000円、町道管理事業1,300万円、通学バス運行事業258万5,000円の増額等であるとの説明があり、審査の結果、本補正予算案を承認することといたしました。

次に、議第14号「令和5年度吉野町一般会計予算（案）について」は、令和4年度より3億5,900万円増の予算総額55億8,100万円の予算案であり、第5次吉野町総合計画を着実に推進するとともに、「吉野町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた計画目標を達成するための重点施策として、妊娠・出産から小中学校教育までの様々な支援を行う「子育て支援の充実」、複業人材を活用した職員研修企画、戦略的な採用等を行い職員のスキル・町民サービスの向上を目指す「職員の人材育成」関係人口のデータ化やシティープロモーションを通じた効果的な地域の担い手を創出する「関係人口の創出と移住定住の促進」、旧吉野小学校跡地を活用して地域の活性化・交流の促進を目指す「地域特性を活かした土地利用の促進」、吉野町デジタル変革条例に基づき町民の利便性の向上等に関する事業を各分野で実施する「情報通信技術等を活用したデジタル化の推進」の5つの施策のほか、各担当課長から各費目において主要となる事業の説明を受け、審議をいたしました。

本委員会は、事業の展開については、本町の目標とする将来像に向けて、効率かつ効果的な事業となるよう精査検討を行い、必要に応じて各事業の進捗状況についても報告を行うよう申入れ、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第15号「令和5年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」は、一般被保険者療養給付費、高額療養費、健康促進事業費、特定健康診査等事業費及び国民健康保険の県域化に伴う国民健康保険事業費納付金などで、前年度比4,900万円減の予算総額10億8,100万円の計上であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 16 号「令和 5 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」は、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査負担金などで、前年度比 100 万円減の予算総額 1 億 7,500 万円の計上であると説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 17 号「令和 5 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」は、保険事業勘定においては、介護保険の円滑な運営を図るための事業費として、前年度比 660 万円減の予算総額 12 億 7,030 万円の計上。また、サービス事業勘定では、前年度比 120 万円増の予算総額 390 万円の計上であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 18 号「令和 5 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」は、下水道会計の法適化や適正な維持管理を行うための経費で、前年度比 2,890 万円減の予算総額 2 億 3,060 万円の計上であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 19 号「令和 5 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」は、農業集落排水の適正な維持管理を行うための経費で、前年度比 10 万円増の予算総額 3,230 万円の計上であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 20 号「令和 5 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）について」は、業務の予定量は、給水戸数を 3,750 件、年間総給水量を 67 万 5,120 立方メートル、1 日平均給水量を 1,850 立方メートルとするものであり、収益的支出合計は、水道事業費用、前年度比 1,144 万円増の 3 億 7,821 万円。資本的支出では、橋屋区配水管布設替工事ほか工事請負費等で、資本的支出合計は、前年度比 1,435 万円増の 3 億 2,728 万円であるとの説明を受け、異議なく本予算案を承認することといたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案等の審議結果について予算決算特別委員会委員長報告を終わります。

野木議長

上程議案の採決に入ります。

日程2 議第1号「吉野町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程3 議第2号「吉野町個人情報保護法施行条例を制定することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程4 議第3号「吉野町個人情報保護審査会条例を制定することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程5 議第4号「吉野町企業版ふるさと納税基金条例を制定することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程6 議第5号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程7 議第6号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 8 議第 7 号「吉野町手数料条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 9 議第 8 号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 10 議第 9 号「吉野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 11 議第 10 号「奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

日程 12 議第 11 号「吉野材の魅力発信拠点施設に係る指定管理者の指定について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 13 議第 12 号「森林法に基づく事務を奈良県に委託することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

日程 14 議第 13 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 13 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 15 議第 14 号「令和 5 年度吉野町一般会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（ 「は い」 の声あり ）

この際、議長より申し上げます。

まず冒頭に、反対または賛成を明らかにしてから意見は述べてください。

山本議員。

山本議員

山本でございます、反対します。二つ意見がございます。

一つ目は、町長は 9 月議会におきまして、新庁舎場所の選定ということで 8 案を提出してくれました。

そして、その比較検討の中で吉野北小学校が有力候補であるということで説明を受け、9 月の議会において色々と検討した中、3 か所、吉野小学校と吉野北小学校、そして中央公民館という、その三つの有力な候補地が挙げられ、そのあと検討した結果、12 月の補正予算におきまして、三つの新庁舎の場所を二つに絞る、つまり北小学校と中央公民館と二つに絞るということで、ここで吉野小学校を外すということが決定されました。そして、そのあと北小学校と中央公民館の比較をする予算として補正予算が組まれました。そのあと、町民の方から請願書が提出され、町長が自ら、その請願を重きに置いたということで、白紙に戻すと言われましたが、もともと中央公民館と北小学校の中で、北小学校から請願を受け、重きを置くのであるならば、中央公民館が最有力の候補になるのではないかと。また、この請願書というのは、新庁舎の検討をやめろという請願ではなかったはずでありますので、次年度においても継続的に予算を計上しなければいけないのではないかと。新庁舎についての予算を計上しなくてはならないのではないかとというのが一点。

もう一つの意見は、町長は今年の 3 月議会において、新庁舎場所の設定をしてから学校跡地 2 校の利活用を考えるというふうに明言されております。まだ、色々な過程はありましたが、新庁舎場所が決まっていなのに、吉野小学校の利活用だけに予算を組んでいるというのは、おかしいのではないかと思います。

昨年の話をしましたが、新庁舎の8案を決定したときの費用や12月の補正をしたときの調査費用、そういったものが無駄になっているという現実がございます。吉野小学校の利活用についての予算を組んでいることも、また無駄になってはいけないということで反対いたします。以上です。

野木議長 ただいま、山本議員より反対意見が出されております。
続いて、賛成の意見を求めます。
辻内議員。

辻内議員 賛成の意見を述べさせていただきます。
重点施策である子育て支援等の項目が全て入っている予算であるということ。それから庁舎移転についても、過去の経緯を全て網羅した内容の予算であることから賛成といたします。

野木議長 ほかに意見はございませんか。
ほかに意見がないようですので、これで討論を終わります。
反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。
本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

起立多数です。
したがって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程16 議第15号「令和5年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

（ 「意見なし」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 17 議第 16 号「令和 5 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 18 議第 17 号「令和 5 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 19 議第 18 号「令和 5 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 20 議第 19 号「令和 5 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）
について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について、意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 21 議第 20 号「令和 5 年度吉野町水道事業特別会計予算（案）につい
て」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案は原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 22 請願について

総務文教厚生委員会で付託いたしました

紹介議員 上滝義平 議員、山本義史 議員、上佳宏議員、下中一平議員。

請願者 吉野山自治会 会長 山本春洋 氏 外 1,259 名により提出されて
おります、「新庁舎設置場所選定に関する請願について」は、先ほどの委員長
報告は採択でございます。

本請願について意見を求めます。

(「意 見 な し」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本請願を先ほどの委員長報告のとおり採択することに異議ございませんか。

(「異 議 な し」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり採択することに決しました。

追加議案が提出されております。

日程 23 同第 1 号「吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて」
を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

地方自治法第 117 条の規定により中西利彦 議員、退席をお願いします。

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

改めまして、中西利彦 議員の紹介をさせていただきます。

なお、経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。

中西議員は平成5年に初当選され、議員在職年数は30年で、現在8期目でございます。この間、町議会におきましては議長を3度、副議長を4度、また常任委員会、特別委員会の委員長を数多く歴任され、現在議会運営委員会委員長を務めてございます。

また、町議会から選出されます広域行政の議会議員としては、現在吉野広域行政組合議会議員をお務めでございます。

コロナ禍での町政運営が3年間続きました。様々な国庫補助金、またコロナ交付金など適正な財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理の監査能力が求められる時でもございます。

ただいま令和3年度の決算状況におきましても、実質公債比率、将来負担比率も健全な数値となっております。経常収支比率も8.5ポイント改善し、85%となっております。

そういったことを踏まえ、中西委員を上程させていただきますので、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

この案件については賛成をいたします。

ただ町長、若い方がもうちょっと議員でおられるし、若い方々に手を差し伸べていただきたい。今期だけ致し方ないところですけども、よろしく願いをして終わります、以上。

野木議長

ほかに。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「意見なし」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

	<p>本件を同意することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異 議 な し」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案を同意することに決しました。</p> <p>中西利彦 議員に議場にお入りいただきます。</p> <p>ただいま監査委員に選任同意されました中西利彦 議員にごあいさつをお願いします。</p>
中西議員	<p>議員各位には監査委員に同意をいただきまして、大変ありがとうございます。限られた少ない予算の中、命令どおりにきちっと執行されているか、また執行された予算について無駄ないかとその辺のところをきっちり見ていきたいと思えます。</p> <p>また、議員各位のご協力をどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。</p>
野木議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>日程 24 発議第 2 号「吉野町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。</p> <p style="text-align: center;">(事 務 局 朗 読)</p> <p>本案は、吉野町議会会議規則第 14 条第 3 項に基づく委員会提案です。議会運営委員会 中西委員長の説明を求めます。</p> <p>中西議員。</p>
中西委員長	<p>議会運営委員会委員長の中西でございます。</p> <p>ただいま提案いただきました、発議第 2 号「吉野町議会の個人情報の保護に</p>

関する条例を制定すること」につきまして委員会を代表してご説明申し上げます。

これまで、議会及び本町の執行機関における個人情報の取扱いについては、吉野町個人情報保護条例で必要な事項を定め、適正な扱いがされてきたところではありますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から同法の規定が地方公共団体の執行機関には直接適用されることとなりました。しかし、議会においては、国会や裁判所等と同様に同法の適用対象外となるため、吉野町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することとし、本案について本日提案するものでございます。

本案の内容につきましては、第1章は総則について定めるもので、条例の目的、定義及び議会の責務について規定しております。

第2章は、個人情報等の取扱いについて定めるもので、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置や従事者の義務、利用及び提供の制限などについて規定しております。

第3章は、個人情報ファイルについて、第4章は、開示、訂正及び利用停止について定めるもので、審査請求があった場合、吉野町個人情報保護審査会へ諮問することを規定しております。

第5章は、雑則について定めるもので、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供、委任などについて規定しております。

第6章は、職員等が正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記載された個人情報ファイルを提供した際や義務に関して知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供や盗用した場合における罰則規定を設けております。

次に附則でございます。この条例は、施行日を令和5年4月1日と定めるものであります。

本案については、議会運営委員会において協議をした結果、制定することについての全議員の意見が一致いたしましたので、ここに提案するものでございます。説明は以上であります。

野木議長	<p>本案は、ただいまの議会運営委員会 中西委員長の議案説明にもございましたとおり、全議員の提出意見が一致しております。</p> <p>質疑及び討論を省略し、直ちに採決にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異 議 な し」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、発議第 2 号について直ちに採決することに決しました。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異 議 な し」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案どおり可決することに決しました。</p> <p>日程 25 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」</p> <p>それぞれの委員長より会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありますが、これに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異 議 な し」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、それぞれの委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。</p> <p>日程 26 「議員派遣について」を議題といたします。</p> <p>会議規則第 128 条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 「異 議 な し」 の声あり ）</p> <p>異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。</p> <p>本定例会に付議されました議案の審議は全て議了いたしました。</p> <p>おはかりします。</p>
------	--

これをもって、本定例会を閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長のごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

まず、上程いたしました議案を全てご承認いただき、誠にありがとうございます。

本会議初日、令和5年度の新たな議会の体制を決めていただき、その下、委員会等では慎重審議を賜りました。

様々な各委員会、予算も含めてですけれども、委員会のほうでも委員から意見をいただきました。特にKPIであったり、そして進捗状況、そういったこともしっかりと開示しながら、その都度議員の皆さん方には報告に努めたいと思います。そして、令和5年度の予算に基づき町民の幸せ、満足度を高める事業となるよう取り組んでまいりたいと思います。

特に、庁舎移転に関しましては、白紙という形でさせていただいたことにより、町民の利便性と幸せにつながるデジタル化をより強固に進めてまいりたいと思います。

また、庁舎の安全性を確認しつつ、未来の庁舎の在り方、行政サービスの視点から検討してまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。しっかり進捗状況は、各委員会等でも採決をとっていただきながら、民主主義のもと進めてまいりたいと思いますし、これからもそういった形で上程をさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

そして、もう来月になりますと4月になりますけれども、行動制限のない春を3年振りに迎えます。吉野山の春の桜も、多くの人でにぎわいになるかと思ひますし、また、知事選、県会議員選挙、統一選挙が間近に迫っております。議員各位におかれましては、それぞれの立場で議員活動を通じて、地域活動を

健康に留意していただき努めていただきますことをご祈念申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

野木議長

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝を申し上げます。

これをもちまして、令和5年第1回吉野町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午前 10時 51分 閉会)

